

第十回 参議院文部委員會會議錄第四十号

昭和二十六年五月二十九日(火曜日)午前十一時一分開会

○委員長(堀越儀郎君) それではこれより本日の会議を開きます。

○産業教育法案(衆議院提出)

本日(の)の会議に付した事件
先ず産業教育法案を議題にいたします。この法案は大体この前に総括質問を終了しまして、一部逐條的にも質疑が出ておりますが、更に遡つて總括の意味の御質疑を頂いて結構であります。逐條も、條を逐つてもよし、又御氣付きの点を次々と御質疑を頂いても、自由なやり方で御質疑を頂きたいと思ひます。文部大臣も政府委員も提案者もお見えになつておりますから、御質疑のあるかたは御發言を願ひます。

○岩間正男君 この前總括質問の打切りのときにおりませんでしたので、二補充的に總括質問を付加さして頂きたいと思ひます。

その中でお伺ひしたいのは提案者についてであります。この提案理由を見ますと、こゝういふ條項につきましてはこれは明かな御意見を承ねたいと思ひます。それはこの提案理由の説明の中に、戦前の青年学校や実業補習学校における状況について述べられておるのでありますが、現在はそのやうなものもなくなつておる。そこで百六十万の中学卒業生のうち百万に近い数の者が職業的に丸腰のままで社会に出さ

れておる。而もこれらの者は殆んど労働基準法の制約を受けて正規の就労がでない、就職ができない。それでこれらのものを教育することが非常に重要だ、こゝういふに述べられておるのであります。それでこの提案の御説明の中で問題になりますのは、現実になるほどこゝういふ事態が起つておるのであります。この労働基準法によつて就職ができない。そこで何とかこれを新しい組織で教育する、こゝういふことが言われておるのであります。これが適に、何かこの文章の中には、労働基準法そのものの適用が非常に邪障になつておるといふに聞えるのであります。そうして、だからしてその適用に對しては接触しないところの何か組織を作つて、それによつてさういふやうな遊んでおる労働力というものに對しまして或る種の組織を作らなくちゃならん、これが短期教育という形で出されておるよう思ふのであります。すけれども、そこで私はお聞きしたいのですが、提案者として、一体労働基準法というものの對してどういふうな見解を持つておられるか。現状において適用を受けない二年間、これは適用を受けないところには非常に立法精神として、これらの青少年の労働に對しましてこれを保護するといふやうな趣旨が多かつた、こゝういふに思ふのであります。この適用を受けない現状に對しましてどういふうに考へておられるのでありますか、この点が不明瞭なのであります。

ます。伝えられる講義と態度の中におきましては、これはリッジウェイ声明などにも明らかでありまして、いろ／＼な今までの占領治下におけるところの政策について再検討を加えなければならぬ。さういふものの中に労働基準法或いは労働三法のごときものがどういふうに守られるかといふことが大きな問題になつて来ると思ふのであります。すけれども、一体提案者におきましては、どういふうにそれを考へられておられるのであります。この点が私には不明瞭なのであります。この提案理由の説明の文章だけを聞いて見ますと、その点に我々は一種の疑問を持たざるを得ない、この点につきましてこれは提案者の御意見を承ねたいと思ひます。

来るということから、又世間において満十八歳ということをはつきりと意識しておられない人々もあるといふ点において、十八歳を出しただけでありまして、満十五歳で卒業した者が十八歳までは法的には、中学の卒業生の約六三%といふものが放任状態になるといふことを申し上げた次第でありまして、先申しましたやうに、労働基準法の十八歳が邪魔になるとか、低過ぎるとかいう氣持は提案者側は持つておられないのであります。

○衆議院専門員(石井昌君) 私から申し上げます。労働基準法によつて満十八歳からの完全就労を規定しておるというところについて、提案者として如何に考へておられるか、こゝういふ質問であつたと承ねますが、その問題につきましては、青年の心身の發育過程として満十八歳までは当然に保護されるべき年齢である。心身ともにまだ完全な發育を遂げておりませんから、労働基準法のその年齢は決して低過ぎるとは提案者としては考へておらないのであります。そこにかく表現の、説明の場合に申し上げましたのは、以前さういふ法規がなかつた時代と比較しまして、その法規が出たがために、そこに年数の計算の上に非常に数字的にはつきり出て

不明瞭なのであります。どうも御説明だけでは文章の書き方の問題にもあるのだと思ひますが、こゝういふものに制約されて正規の就職が不可能だ、そこで何とかこれに對しましてこれは職業教育を授けるということになつておるのであります。すけれども、これは何か労働基準法そのものに對しましてむしろ無用の長物だといふやうな感じがこの中に籠つておるので、それに対する対策として実は青年教育における短期教育のやうなものも考へられる。さういふやうな一連の繋がりをお私に考へる。さうして殊にこの短期教育というやうな形で一旦日本の現在置かれておりますところの情勢が非常に緊迫して来る。日本においても、伝えられるところのこれはアメリカ軍政経済の一環としての軍需生産といふやうなもの、当然これは情勢によつて要請されて来る。現実におきまして朝鮮事變の中では相当日

本で軍需品が作られておるといふことはまぎれもない事実であります。而もこの情勢が非常に緊迫して参りましたときは、曾つてこの青年学徒の工場動員のやうな態勢が、そこに起らないといふことは実は私は保しがたいと思ふのであります。いわば労働基準法の裏を潜つて、さういふやうな一つの態勢を作るといふやうなものに、この法案が情勢如何によつては適用されないであらうかと、こゝういふ点について非常に疑いなきを得ないのであります。さういふ点は一体労働基準法そのものを飽くまで守るといふやうに考へるにたつておられるのであります。この法案の提案者として一体どういふやうな見解に立つておられるのであります。その点甚だ不明瞭だと思ふのであります。殊に私はこの法案を先ず実施面から考へて見ますと、実施して見たけれども予算はそれほど伴つていない。さうしますと工場の設備が十分に行かない。学校のさういふやうな工場施設が十分に行かない。さうしますと工場のはうに、実際にさういふ場所に行つて実習させるというやうな事態も起るのではないかと。さういふことが起つたときに、それがいつの間にか曾つての工場動員と同じやうな性格のものにだんだん變つて行くといふやうなことも起る得るのではないかと。いわば体のいい労働基準法を潜り抜けて、さうしてさういふ態勢を強化するといふやうな面がこの法案の中に胚胎しておる。さうしてそれが情勢如何によつて非常に大

きく取上げられて、この面だけが大きく過大に強化されるところの憂えが出て来るのではないかと思うのでありますけれども、こういう点について提案者は一体どういふような確信を持っておられるか。この点を明らかにしてもらいたいと思います。（心配無用）と呼ぶ者あり）

○衆議院専門員（石井島君） 先刻申し上げました通り、労働基準法は私どもは満十八歳を満了して邪魔であるとか、或いは低過ぎるというふうな思つておりません。その制度をどこまでも遵奉するということは私どもはなから賛成をいたしております。なおこれの予算が十分に伴わないから学校の設備なども十分にできないなり、工場にその学生生徒を託した一種の労働基準法を潜つた一つの変形した工場労働をやらせるのではないか。そうしたのではないかと、こういう御心配のようにもう一つの点を承知しましたが、その点は私どもとしまして十分考えたつもりでおりまして、この教育は学校がやることに限定をいたしております。それはそれ／＼の教育委員会、或いは府県知事というものが更にその上に監督をいたしておりますし、なお産業教育だけにつきましては、地方々々においての審議会というふうな幾多の民主的組織においてこれを監督しておりますので、そういう弊害は決して起り得ないというふうに考えております。

○岩間正男君 そうすると、今のようない工場に実習にやるというふうな事態はこれは起らないのですか。全然これはそういうことはこの法案の中では予想していないのですか。

○衆議院専門員（石井島君） 工場が極

く数の多いことでありますし、例外的にいわれる短時間の練習とか、或いは見学を兼ねた形で行くことがあり得ることも想像いたされ得るけれども、ここに法案に盛り込んでおります精神は、どこまでもやはり独自の……学校相互の協同等にいたしまして独自の設備を以て進めて参るといふことを建前にいたしております。

○岩間正男君 これは或る議員が地方に行つて申されたそうでありまして、この産業教育などを振興するには、どうしても産業界の経営者の協力を十分に得なければ絶対これは不可能である。こういうことを申されたそうでありまして、そういう点から考えまして協力の範囲というものは経済的な財政上の協力だけを指すものでないというふうに考えておる。真の技術面の協力、そういうことも出て来ると思つておられますが、今の例えは工場で実習させるというふうなことも一つの教育と考へておられるかどうか。その点如何ですか。

○衆議院専門員（石井島君） 数多い中にはそういうものも起る可能性はあると思つておられますが、これは産業界との協力でありまして、学校側と産業界、即ち教育界と産業界との相互協力というところで考へております。

○岩間正男君 これは実質的に大体七カ年計画というふうなことになるので、正規の十五億の予算が仮に取れるとすると、このことも果してどれだけの保障があるのかは、これは大蔵当局から聞いてみますと、明確な回答はなかつた。そうしますと、仮にこれは取れたとしても第一年度、第二年度非常に微弱なものだ。然るにこの法案の

提案者は非常に緊急なそういう態勢が日本でこれが起つて来るから日本の国策としても今産業協力を非常に振興しなければならぬのだ、こういうことを言われておられるのであります。すると、その過程におきましては非常に欠点があつて、設備が十分でない。当面それを充足されるには今のようない工場の実習というふうな立場が大いにとられて行くのではないか。どうも今の御説明だけでは我々は満足できない。もう一つ協力態勢でありまして、学校にどういふような技術者を入れて行くとか、そういうそれらによつて、これはいろいろ産業の指導を仰ぐとか、こういうことを考へておられるのですか。その点は如何ですか。

○衆議院専門員（石井島君） すべて教育の立場において学校独自の計画において必要なり、有益なりと認めるときに、産業界から技術その他の援助を受けます。

○岩間正男君 私はこの法案の中に、そういうような一つの将来経営自体の進展によつてはどうとも使えるような法條があるという問題を問題にするのであります。今の工場のほうに出て行く場合、或いは工場から受入れて技術の指導を仰ぐ、そういう面、而もそれが非常に情勢如何によつてはそういう面だけが非常に重視される。そうして技術教育というものが行われるのであります。この場合にやはり問題になるのはこの基礎的知識の問題でありまして、基礎的な科学的知識というものが十分に啓蒙されていなかつたならば、ここに與えられる技術というものは、非常に何と言いますか、單なる技

術、徒弟的な技術、こういうものに陥ると思つておられます。こういう点に對するこれは提案者の願望、こういう点は、これはまだお伺ひしてなかつたと思ひますが、どういふふうにしてこういうものをここに落さないように、殊に現在六三學制におきまして学力の低下ということが非常に大きな問題なんです。殊に読み、書き、算の能力低下といふことは、これは戦前に較べて相當にひどいことになつておる。

そういうことのために科学的な知識を修得する、そういう基礎的な能力さえも欠けておる。こういう形で今そこに技術教育といふものが課せられて行く。こういうことになつて来ますと、当面した、非常に目前のことに間に合ふだけの技術の遂行だけにこの教育自体が追込まれる一つの要素の上に、この法案そのものは成立つておる。更に先ほども申しますように、事態の發展に如何によつてはそういうものが非常に偏重され、過大にその面だけが非常に膨れ上がる。こういう危険がここにあらんと考へられるのであります。そういう点から教育的な見地から、十分にこれに對する対策をされて行くといふことは非常に重要な問題だと考へる。これを考へることなしに、こういうような法案を單に今必要だと言つて對症療法的に出すといふことは、これは教育的に非常に問題がある。現にこれに對しましては相當教育界あたりでは反對が起つておる。現に教育學者の間からもこれは日本の教育はいびつになるのではないかといつて長文の電報を寄せられた。これは教育大學の教授のような方々も出て来ておる。こういう点が非常に私は心配されておると思

うのであります。こういう点につきまして勿論文相から……文相とされてはどういふふうなこういう点を、こういう欠陥に對して、この実施面において欠陥を是正するような方法を考へるべきである、こうお考へになるのであります。

○國務大臣（天野貞祐君） その点は私も岩間さんと同感なんです。これを下手にやるといふと、そういう危険が起る。だからそれが起らないように文部省で、これは諸閣僚間なんでありまして、文部大臣が諸閣僚間たる審議会に對してよく意見を聴いて、文部省がしつかりしておればそういう弊害に陥らないようにすることができると、自分分は思つております。なお岩間さんのお説に對して私はこういう点でどうかという疑問を持つては、工場の実習とか或いは職場の人を呼ぶとかといふことは、何かあなたがすべとそれを悪くするやうな傾きがあるけれども、そのものを横から見ないで、正直に真直ぐに見れば、何もそんなに悪くならないでいいのではないかな。要するに産業教育といふのはみんなの人にそういう技術などを習得させようといふのです。それを若しすべての学校に設備を作つて、全国の学校に設備を作つて、そして全国の学校が別々に事をやるというのであれば、私は到底できないと思ふ。それだからして、どこかの工場を借りて幾つかの学校が協同してやるとか、又工場のほうから人を呼んで来て、その人から実習させるとか、要するにそういう教育の目的が達せられればよいのであつて、そういうことを一何か悪くといつて、私に言わせれば横からものを見るという考へは、私はどうも服し得ない。大体の趣旨において

と考えられます。今回産業教育施設を充足せんとするゆえんのものも、やはりその欠陥を補うて直ちに卒業した者を家庭生活或いは工場生活、農村生活のそのまゝに働き且つ勉強できるよ

のであります。

○岩間正男君　その学校の足りないといふのは何のためですか。

○衆議院議員(長野長廣君)　つまり足りないといふことは、中学校以上の、高等学校というものはありますけれども、その学校が非常に收容力が生徒の大多數から見るといふと極めて少ないものでありますから、結局收容しきることとはできない。たとえ入学し得る能力があつても、入学することができない。

といふことが現状と思ひます。

○岩間正男君　天野文相にお伺ひした
のでありますが、憲法の條項が著し
完全に果されるところになりまし
たならば、これはどういふことにな
るでありましょうか。現状は非常に
學校が足りない、收容しきれない。こ
ういふことになるのでありますが、こ
れは当然そういうものを全部收容す
るような組織まで取られなければ、憲
法の條項は満たされていないと、こ
ういふに思ひますが、如何でござい

すか。

○國務大臣(天野貞祐君) 憲法の條項をいへんにこの敗戦國が今すぐ満たせといつてもなか／＼満たせない。だから我々にはできるだけ努力をしてその條項を満たせるように進んで行こうと考へておるわけです。

○岩間正男君 私は理想的な状態が來るならば、やはり満たされなければならぬのではないかという質問をした。

うような各種学校に対して国庫の補助をするということは妥当でないというようなお考えのかたもあるようであり、文部大臣におきましては、各種学校が、いわゆる利潤追求の営利的形態であるとお考えなされますかどうか、御意見を拜聴いたしたいと思ひます。

○国務大臣(天野貞祐君) 政府委員からお答えいたします。

○政府委員(辻田力君) 各種学校が利潤追求のものであるということは、我々は考へておりません。飽くまでも教育的な機関であるというふうに思ひております。

○木村守江君 この提案者にお伺ひいたしますが、先ほど提案者の説明によりますと、学校を主体としたいわゆる青少年の教育ということを示されましたが、私は社会教育家が学校と協力して青少年の教育に当るといふのであつて、これは学校を主体とした青少年の教育というものが、その点如何ですか。(提案者の言うことに間違ひはなからうと呼ぶ者あり)

○衆議院専門員(横田重左衛門君) これは中学校を終えた者で学籍を置かない者も無論第九條で、御承知のように、社会教育として行ふところとらえておるわけでございます。それを實際に実施する場合に、実施機関として学校で行ふというふうなことになるのであります。

○木村守江君 それでは只今の答弁は、学校が協力して、学校において行ふというように解釈していいのかわるか。これは實際の問題として、成人学級、青年学級というふうなものは、社

会教育家が学校の協力を得てやつておつたもので、学校が主体となつてやつておるのではないと思ひますが、その点如何ですか。

○衆議院専門員(横田重左衛門君) 只今のお説のように、学校が協力してやる場合と、それから学校が中心になつて主体となつてやる場合と両方現在ございいます。

○木村守江君 それでは結局元に戻りますが、法人の各種学校を、この法案の中に織り込まれなかつた理由は、先ほど文部大臣が言われたように、財政上の関係で入れ得なかつたというふうな結論として承して差支えないですか。

○衆議院専門員(横田重左衛門君) その理由も一つの理由でございます。それからもう一つの理由は、高等学校がございまして、地域的な関係で通学その他において不便な点を感じる青少年や、家庭的な事情のあるものもございまして、そういう人たちに機会を與へたいという観点からいたしますと、村立、町立の地元に在る中学というもので、そういう教育をやるのが、又教へられる者の立場に立つて見ましては、至極便利である、仕合せなことではないかというふうな考へるのも一つの理由でございます。

○木村守江君 今のお答は非常に變な感じがしますが、私はこの前から話しておるうちに、各種学校は一つの学校形態の変態的な発達というふうに見てもいいと思ひます。そういう点から、いわゆる学校の正規の設備のない場所、変態的な各種学校のようなものができて来るのだと思ひます。そういう点から考へて、むしろ今のような地

域的に学校に通えないというふうなところ、各種学校の存在があるのではないかと考へます。そういう点において、この学校を利用したならば最もいい青少年教育になり得るのじやないかと思ひますか。

○衆議院専門員(横田重左衛門君) 仰せの通り、そういうふうな位置に設けられた各種学校もあると存じます。が、全般的に見ますと、義務教育制に基いて行われる学校の設置が殆んど各般に亘つてよく分布されておるといふことで、各種学校はそういう点から申しますと、非常にそういう例は極く極く少数な部類に入るように私は存じております。

○木村守江君 どうも今の答弁は、私には納得できないのであります。けれども、極く少数だからそれを入れなさいのだというふうなことは、私は結局やつぱり文部大臣が言うような財政上の関係で、ここに織り込むことができなかったのだということじやないかと思ひます。如何ですか。

○衆議院専門員(横田重左衛門君) 財政上の関係が率直に申上げますと、主要な点でございますが、只今申上げました一つは、各種学校がおりますのは多く都立地に偏在しておるのを見受けられます。たまたま、ありますのは市町村にありまして、非常な異例な状態でございます。中学は殆んど全国的に分布されております。それから先ほど申上げましたように、第一條の法案の構想の骨子をなしておる点から、そういうふうな法案にいたしたのでございいます。

○国務大臣(天野貞祐君) 只今木村さん

んは、私の言うのは、ただ財政だけのことから言うのだというふうにお聞き取りのようでございますが、財政も勿論でございます。けれども同時に私はシステムから言つて各種学校も入つて来ないのだ、この二つの理由でございますから、どうぞ御了承を願ひます。

○木村守江君 只今の御答弁は、私は各種学校というものはいわゆる学校システムの変態的な発達だと思ひます。而も変態的な発達のものではあります。が、系統的な学校教育の一つの拠点になるというふうな考へ方もあるんじやないかと思ひます。そういう点から言つて特に成人学校や青年学校、そういうふうな教育の形態は、ややもすればこれは変態的な学校形態のような教育過程をとることがあるんじやないか、そういう点で利用したならば最も効果的にやないかというものが私の考へ方でありまして、それに対しての御意見を伺ひます。

○国務大臣(天野貞祐君) それは私も御尤もだと思ひます。が併し本質的に言へばやはり学校の体系というものを乱すということが困るというものが一つあります。それからそういうものがどれだけ入るかと言へば財政上入らな

い。この二つの理由から財政上入らないと自分では理解しております。併し木村さんの言うように特別の場合には確かに入れるということが實際には適するでございます。けれどもその範圍というものは非常にわずかにしかつて来て体系を乱すことがあると思ひます。

○委員長(堀越儀郎君) それでは午前はこれで休憩いたしましたして、午後は一時から再開いたします。

午前十一時五十四分休憩
午後一時五十二分開会
○委員長(堀越儀郎君) それでは午前

に引き続き会議を開くことにいたします。大体総括は終つておりますので、第一章総則をまゝとて審議いたしますが、御意見のあるかたは……第一章総則。

○岩間正男君 第一條の目的のうち、「産業教育を通じて、勤勞に対する正しい信念を確立」するといふことが、まゝ謳われてゐるのではありませんが、勤勞に対する正しい信念といふのは一体どういふことを指すのか。これは抽象的な言葉になつております。この点が日本終戦後の態勢と関連しまして、明確にこの点をする必要であらうと思ひます。というのは、過去の日本の帝國主義時代においても、やはり同じような勤勞に対する正しい信念といふことが同じような言葉で言われた。問題はそれのような言葉の概念ではなくてその内容にあると、こういうふうな思ひであります。提案者としてはこの正しい信念といふものをどういふふうな考へておられるか、この点をお伺ひしたいと思ひます。

○衆議院議員(長野長廣君) 私どもは自分の、つまり勤勞といふことは、これを半面から言いますと、職業つまり社会の何らかの部分で負担負荷するその職責と言ひます。社会の一分子としての責任、これが即ち我々の持つておる職業である。その職業の社会的責任を實現するといふことは即ちその職業に対する信念であると思ひます。この信念といふことは究極するところ、その職業に対する敬慕、つまり自分の

絶対の喜びを以てその職業に対しておる。言い換えたならば、その職業自体の中に自己の全人格を傾倒して、そうしてその職業を通して社会に自己の実現をなす。社会の進展と、社会の完成を圖つて行くことが、私は職業に對する重大な意義であると思ひます。かような意味におきまして、單に勤勞といふものが大切だから勤勞を尊重するといふことでは本分ではないのであります。勤勞の中に自己の全人格を没入して、而もその中に無限の喜びを発見して精進又精進をして行く姿、これが私は真に職業に對する信念の確立した人である、かように解釈をしておるわけでありませう。

○岩間正男君 御説明を伺つたんでありますが、どうも只今の御説明ではやはり私のお聞きしておることに対して具體的な御答弁ではないのではないかとと思ひます。私どもは今お話のように、当然社会の一員として労働を通じて社会に奉仕する責任がある、そのためにには厭々ながらやるのではなくて、喜びを以て全人格を傾倒して、無限の精進をする、こういうふうにおつしやいます、併し例えば勤勞奉仕といふような面ではそういうことが言われて来たんであります。勿論同じような例を、確かこれは戦争時代にやはり同じような言葉で以て説かれたのではなにかと思ふのであります。私は今の御説明から先ず伺ひたいのであります、喜びを以て全人格を傾倒して、この労働に従事することができるといふ情勢になつておるかどうか。こういう点であります。私は恐らく今長野さんが説明されることと反対の現象が起つてい

のではないかと。第一に先ず職を保持しない、職に就くことができないという失業、或いは又職から追い出された者がこれは甚大な数に達してゐるのではありませんか。先ず職に就くことができないといふことが一つ。それから職を持つていてもこれは待遇の條件、経済的な面に、こういうようなものが充足されていないために、喜びを以てやりたくてもこれは十分にやれないような條件に満ちてゐるのではありませんか。そういう状態の中において、今を説かれますと、これは飽くまでもそういう労働者といつたしまして、当然憲法並びに極東委員会の労働に關する十六原則であるとか、或いは日本の労働三法が保障してありますところの基本的な一つの人權である、こういうようなものが、本當にこれは守られるという方向の中で、そういうような政策が推し進められておつて、そういうことが着々日本の民主化の線において続けられておるならば、今のようなお話でも一応成立つと思ふのでありますけれども、これは全く反対の事実が現在の社会に充満してゐる。こういう中におきまして、勤勞をやれ、飽くまでも私奉公的な考えを以て無限の精進をすべきであるといふことを説かれるとき、これは逆に労働者に対して、これは労働を強化し、或いは又労働者の眞の労働への自覚といふものをこれは目潰しにして、そして勤勞奉仕的なところにあると思ふのであります。性が十分にあると思ふのであります。只今の御説明の範圍では非常にもこの勤勞に對する正しい信念といふものは危いものである、こういうふう

考へるのでありますが、これは現在の憲法並びに先ほども私が挙げました極東委員会の労働に關する十六原則、並びに日本の労働諸立法と関連しまして、果してこういう今の御説明のようなものがどういふ結果になるかといふことについて、これはどうお考えになつておるか、この点を明らかにして頂きたい。こういうふうに思ひます。

○衆議院議員(長野喜廣君) 只今申された極東委員会、その他たくさんな事項は、これは現在の社会の事情であります。これらの事情に對しては私岩間委員と同様に、これらの諸要素が国民生活の上により以上の、いや現在誠に満足したい実情にありますが、これを満足するようにしなければならぬと思ひます。それはおのずからあらゆる政策の面で社会政策その他の労働政策等々、あらゆる政策の面で解決しなければならぬと思ふのであります。現在の我が国の敗戦下における実情よりして、未だ挽回をせざる復興の途上にある実情よりして、誠に環境として国民生活上不利な状況にありまして、これもこれをそういう不利の状況の中にあつてもなおこれを一つできるだけ解決しようといふ、各種の政策と相俟つて、教育の政策においては、この産業教育、いわゆる勤勞教育といふものを徹底をいたしまして、如何なる道徳にあつても、この道を建直して行くといふ人間が、国民がでなければならぬわけでありまして、そういうような意味において努力をいたしたいと考えております。なおこれが戦争中における減私奉公云々という、そういう

ような裏附のある、経済的な裏附によつて、そういう問題を解決する、それなしには如何にこれは念仏を唱えてもそれは実現できない。そういうためにこそ、そういうような、新しいこれは政策が打立てられたんだと思ふのであります。ところがまるでそれに対して、先ほどの御説明によりまして、現状はやはり全く充足されない。失業者も多いし、賃金も非常に低いし、労働者の生活は保障されてない。殊に朝鮮事変後におきましては、物価が最近五割、六割というように上昇を示してゐるので、實質賃金におきましては、これは三割、四割という低下を示してゐる。こういう苦しい中におきまして、併し飽くまでもこれは國を復興させるのだから頑張れ、こういうことを説いたとしても、それは東條時代の軍閥と全く同じだと思ふのであります。そこでどうしますかといふと、長野さんの今のお説を推し進めて行けば、例えば今労働者は實際食えないで、ひどい場合におきましては、自分の賃金で半月の生活を支えることができないといふ実情を呈しておる。こういう場合に、例えば賃金を要求するといふのは、当然これは労働者の基本的權利であつて、当然これは正しい要求だと私は考へるのであります。これは産業教育におきましては、そういうような労働教育、政策、そういうものに對しましてこれを否定するのであります。只今の長野さんの御説明によれば、飽くまでも腹は減つても、飽くまでも正しい信念において、苦しくても我慢して、日本のいわゆる産業を興すために諸君頑張つてくれ、こういうような教育をしなければならぬといふ

のではありませんか。第一に先ず職を保持しない、職に就くことができないという失業、或いは又職から追い出された者がこれは甚大な数に達してゐるのではありませんか。先ず職に就くことができないといふことが一つ。それから職を持つていてもこれは待遇の條件、経済的な面に、こういうようなものが充足されていないために、喜びを以てやりたくてもこれは十分にやれないような條件に満ちてゐるのではありませんか。そういう状態の中において、今を説かれますと、これは飽くまでもそういう労働者といつたしまして、当然憲法並びに極東委員会の労働に關する十六原則であるとか、或いは日本の労働三法が保障してありますところの基本的な一つの人權である、こういうようなものが、本當にこれは守られるという方向の中で、そういうような政策が推し進められておつて、そういうことが着々日本の民主化の線において続けられておるならば、今のようなお話でも一応成立つと思ふのでありますけれども、これは全く反対の事実が現在の社会に充満してゐる。こういう中におきまして、勤勞をやれ、飽くまでも私奉公的な考えを以て無限の精進をすべきであるといふことを説かれるとき、これは逆に労働者に対して、これは労働を強化し、或いは又労働者の眞の労働への自覚といふものをこれは目潰しにして、そして勤勞奉仕的なところにあると思ふのであります。性が十分にあると思ふのであります。只今の御説明の範圍では非常にもこの勤勞に對する正しい信念といふものは危いものである、こういうふう

考へるのでありますが、これは現在の憲法並びに先ほども私が挙げました極東委員会の労働に關する十六原則、並びに日本の労働諸立法と関連しまして、果してこういう今の御説明のようなものがどういふ結果になるかといふことについて、これはどうお考えになつておるか、この点を明らかにして頂きたい。こういうふうに思ひます。

○岩間正男君 私は只今の御説明は非常に危険なものをはらんでおると思ふのであります。やはりはつきり新憲法が樹立され、特に労働十六原則が極東委員会に決定された、こういうようなところには今までの日本の帝国主義侵略戦争、侵略戦争を起した帝国主義そのものが、今言つたような減私奉公的な、如何なる道徳にあつても、とにかくこれは精神的な、何と言ひますか、解決によつてこういうものをやつて行く。そういうことでこれは御承知の通り、東條時代にはこれは食わなくてもとにかく勤勞。そうしてひもじくてもまあ勝つまでは腹が減つたと言ひませんと、こういうようなわけ、これは先代萩の千松みたいな恰好に迫込まれて、ああいうようなところに行つたのであります。そういうことをやつちやいかんといふので、御承知のように極東委員会の十六原則といふものが、これは厳然と日本の民主化のために出されて来た。つまり労働者の基本的労働権、或いは團結権或いは罷業権、こういうものを十六原則におきまして保障しておるゆゑのものは、飽くまでも労働者の身分並びに待遇、経済的な条件、こういうものを充足させることによつて、それを精神的な観念的な説き方でなくて、飽くまでもそういう

ような裏附のある、経済的な裏附によつて、そういう問題を解決する、それなしには如何にこれは念仏を唱えてもそれは実現できない。そういうためにこそ、そういうような、新しいこれは政策が打立てられたんだと思ふのであります。ところがまるでそれに対して、先ほどの御説明によりまして、現状はやはり全く充足されない。失業者も多いし、賃金も非常に低いし、労働者の生活は保障されてない。殊に朝鮮事変後におきましては、物価が最近五割、六割というように上昇を示してゐるので、實質賃金におきましては、これは三割、四割という低下を示してゐる。こういう苦しい中におきまして、併し飽くまでもこれは國を復興させるのだから頑張れ、こういうことを説いたとしても、それは東條時代の軍閥と全く同じだと思ふのであります。そこでどうしますかといふと、長野さんの今のお説を推し進めて行けば、例えば今労働者は實際食えないで、ひどい場合におきましては、自分の賃金で半月の生活を支えることができないといふ実情を呈しておる。こういう場合に、例えば賃金を要求するといふのは、当然これは労働者の基本的權利であつて、当然これは正しい要求だと私は考へるのであります。これは産業教育におきましては、そういうような労働教育、政策、そういうものに對しましてこれを否定するのであります。只今の長野さんの御説明によれば、飽くまでも腹は減つても、飽くまでも正しい信念において、苦しくても我慢して、日本のいわゆる産業を興すために諸君頑張つてくれ、こういうような教育をしなければならぬといふ

ように私は聞いたのでありますけれども、そういうことをしますと、そういうことになりますと、全く日本の労働者の利益を守ろうとする資格、又下からそういうような要求によつて起つて来るこの労働運動に對しましては、これを抑圧する考えであるかどうか。この点は今の御説明との食い違いにおいて、私は十分な御説明を頂きたいと考へる。

○衆議院議員(長野長廣君) 全然只今挙げられた御心配の点は私どもは持つておりません。そうして特に青年にしろ、一般國民が安らかな、よりよき生活をする、経済生活、精神生活、ともによりよき生活をするということに努力する。そういう面についてのできるだけ研究もし、指導もし、体驗もしてもらいたいという、こういう意味で、最後には第一條によりよき生活のできる郷土を作るとまで言うてあるのではありません。今岩間君の言われる労働の方式その他、生活環境のよろしくない、こういうことはできるだけの職業生活の中からも生み出して、できるだけ郷土を立派な住みよい所にしようというのを特に第一條に謳つてあるゆゑんのものはそこにあるのでございます。

○岩間正男君 私はその点については、あとのほうで触れるのであります。が、この私の伺ひすることに對しては、たつととした御返答とは私は思へないのであります。大体どういふ教育を労働に對してされるのであるか、今の御説明では明確でないのではありませんが、当然私は新しいという時代、日本を再び戦争に駆り立てない、帝國主義の手先に青少年を供しない、こういう

ような建前をとるならば当然これは労働者の基本的權利を守り、そうして生活権を守る。こういう態度がむしろ適されて、勧められて、当然労働者の一つの資格としてこれは教育されなければならぬ、こういうふうな考へるのであります。この点に對しまして、一方では如何なる道徳の中にあつても、國を守るというより、いわゆる勤勞奉仕的な、滅私奉公的な説が説かれておる。この二つの食い違いがはつきりしないようでありま。それはどうもそこをどうももう少し明確に私はこれは説明して頂きたいのであります。けれども、具体的に聞きますと、いふと、そういうよりよき労働者の基本的權利を守るの、当然日本の憲法下においては正しいところの權益の行使であると思ふのであります。教育の体制の中においても絶対これは保障されなくちやならないと思ふのであります。が、産業教育の構想の中にはどのような一教育理念を持つて、労働者、労働觀念、私は勤勞觀念という言葉を、これは古い、嫌いなんであります。が、労働觀念を打ち立てる考へであるか、如何ようなる一勤勞觀念を打ち立てようとお考へになつていらつしやるのであります。この点は非常に法案の審議に立つて最も中心的な眼目をなす重要な問題であると思ひますので、改めて伺ひます。

○衆議院議員(長野長廣君) 幸いに私は岩間君の御心配せられておる基本觀念その他で一致しておるのであります。そうしてできる限りあなたのおつしやるように、労働と、そうして労働をする人間とその生活との間に矛盾のできないようにその点を観無量の間に

に微妙に説明したのがこの最後であります。よりよき郷土を建設する、よりよき生活を建設する。こういうことでございまして、これ以上、法文としては、我々の頭では、名文はないのであります。まして、迷つたような次第であります。が、若し以上と言葉がありましたならば承わりたい。従つて第一條における私どもが非常に大事にしておる項目は、岩間さんの御主張は私どもと一致する、このよりよき郷土を作るといふことである。よりよき郷土を作るよりよき物質的、よりよき國民の生活、それから勤勞と生活と報酬、その他あらゆる点において矛盾のない、観無量の、つまり一致点を見出した言葉がよりよき郷土、よりよき生活環境といふ意味においてあるの、ございまして、その点特に御了承願ひたいと思ひます。

○岩間正男君 観無量、いわば何だか御神託のような感じがするのであります。が、どうも私はそういうことをお聞きしておるのではないです。つまり今具体的に言ひまして、労働者の權益として團結権とか、労働権とか、罷業権、こういうよりよきものは守られなければならない。これは日本の今までの帝國主義時代の反省からはつきり出て来ておる。そうしてこれは極東委員會においても確立された、これは方針なんです。最近では又こういうよりよきものに對して進行するよう傾向がありま。が、これはボクダム宣言下においては嚴とした事実であると思ふのであります。連合軍が日本を正しく統治しようとするならば当然この政策は推進

されなければならない。従つてそういう權益については、当然これは産業教育の中に教育の具体的な内容としてこういうものを教えるのであるかどうかといふことをお聞きしたのであります。が、こういう点はどうなんですか。一体こういうことは例へば今後の産業教育の中のカリキュラムの編成のときに当然問題になつて来るのであります。が、そういうカリキュラムの中にそういうものを考へておられるのであります。これは非常に重要な事です。観無量の御説明だけではとても私どもは納得できない。具体的にそういうものはどういふふうに扱われるかといふことを明確にお示し頂かなければ私は納得できないのであります。この点もう一度御答弁を願ひたい。

○衆議院議員(長野長廣君) 私が観無量といふのは、或る意味においては絶対の信念でございまして、絶対の信念といふような意味でございまして、その言葉が観無量といふ言葉に入つたのであります。が、そこは御了承願ひます。それからあなたのおつしやる御心配になつておる点が最も私の心配した点でございまして。これについては單に技術を教えるとか、工夫、創造の能力を教えるといふようなことだけでは、ただこういうことによつて日本の産業を勧めるとか、國家を進展さすとかいふことで個人の生活、精神生活、物質生活を無視した要求に陥つて行くので、特に私あなたと同じような心配をしたので、ここによりよき郷土を建設する、つまり郷土といふのは精神界及び物質界におけるよりよき郷土、住みやすい郷土、その問題を外しますと、或いは私は憂ふことはあな

たと同じような、如何にもこれらの生活を無視して一定の國家の方針で、強断でこれを押し付けたように誤解されるおそれがありますので、特に私のほうでここによりよき郷土、よりよき精神界、よりよき物質界を作り上げるといふことが絶対必要である。こういうことを表示した次第でございまして。あなたのお心配と私の心配とは一致しております。恐らく私は岩間さんが更に一層考へて下さつたら私の氣持もわかりまし。従つてこのよりよき郷土を建設するといふことは決してこれは過去の妙な押し付けた青年教育でないといふことを御理解を頂くものと存するものであります。

○岩間正男君 長野さんと意見が一致してゐるようなお話を聞いて大変有難く思つてゐるわけでありま。が、どうも私は何れ一致してゐると思へない、納得が行かないわけに残念なのであります。私のお聞きしてゐる点に依然としてお答へがないのであります。が、仮によりよき郷土を建設するといふたし。もう。そういうふうにし。ても私は現在置かれてゐる労働者の條件、半カ月の生活しか月給でくれないといふような條件、戦争後物価がどこまでも上つて、そうしてき。と苦しみ。ここいら。公務員諸君もこれは同感の顔を示しておられます。が、恐らくこれは誰でも持つてゐる実感であります。こういうやうな事態において、一方では失業者が溢れておる。青少年などにも非常に多い。百六十万も中學を卒業しながら、百万も遊んでおる、こういうお話であります。が、膨大な数になつておる。こういう形では如何にこれは産業に努力

の今当面している立場からしますと、
うと、これは当然この資本の餌食に供
するといふような形になると思いま
す。これは極端な言葉かも知れませ
んが、そういうふうに使ふ、或いはこ
れを本心に自覚させて、そうして日本
の進路を切り開く、困難な日本の進路
を切り開く、こういう一青年を作る
か。これは全くこの法案の理念がどう
いうふうな人間を作るかということに
目指してあるかということによつて私
は決せられる問題だと思ふ。これは非
常に重要な問題で、勿論こういうこと
が今日論議されないで、そうして審議
が打切られるといふようなことがあ
りましたならば、これは少くとも憤り
のできなない損失であると考えてお
ります。そういう点からお伺いしたい
のでありますが、私は一体労働協調的
な、そういう人間をこれはお考えにな
つておられるかどうか。もつと具体的
に申上げますと、この点が明確にされ
ることが必要なんです。どうも長野さ
んのこの御説明によると、どうも過去の
人格主義とか或いは勤労主義とか、或
いは体面主義といふような名前で呼ば
れておる。そういうふうな教育にお
いては非常にあります。これは長野さ
んにもそういうふうにおいがあるのだ
う。こういうものは論議しなければなら
ない現実にある。こういうことをどう
お考えになりますか。そういうことを日
本が要求し、そういう人間を労働を通
じて作り上げなければ、この困難な、
いわば私は断崖の上におかれておると
思ふのでありますが、この祖国をして
本心に誤りなきを期することができな
い。これは非常に重要な問題なのであ
りまして、これは長野さんの太つ肚な

ところを、一つ肚を割つて聞かしても
らいた、こういうふうな思ふのであ
ります。

職業に向つても一つの感激を持つ、こ
れでなくてはならぬ。よりよき自分の
産業を打立て、経済の独立を圖らなけ
ればならぬといふことに一つのそうい
う根本な生活面を彼らが感激すると
か、或いは又自分の郷土を先ほど岩間
さんが頻りに述べられ、私も一致して
おると申した、ああいう不合理があ
る、不調和があることに感激して、そ
うしてみずから自覚してむしる私は郷
土の自然人と自覚して、言葉は悪い
けれども、殊更人間が作つた協調と
か何とか……作つたものではな
く、自然の人間としてここに感激す
る、これでなければならぬ。よりよき
郷土を建設しなければならぬとここに
奮闘努力する。その姿、そういう姿を
我々が見るときに、これが一番尊い、
青年自身が本心に人間として自然的に
心の底から湧き出た感激、不満、希
望、喜び、悲しみ、いろいろありまし
よう。そういうことをそのまま彼らに
して自由に取上げしめる。そうして彼
らが誤りのない、よりよき郷土を作れ
ば、結局よりよき郷土の集つたものは
よりよき国家ですから、よりよき社会
ですから、そういうものを作つて頂い
たらいいと思ふのでありますが、私は
そういう点については、国家がどうの、
社会がどうのといふことを申したくあ
りません。やまやまと岩間さんのお
つしやるような青年を頼東せしめるよ
うな基盤を築きます。不自然な虚れが
ある。人間は飽くまで自然である、そ
の伝統より受けた社会人としては自
然、この自然的な人間が本然の姿にお
いて自覚する。その自覚の姿において
自分のよりよき郷土を建設するといふ
ところに、私は飽くまで日本の間の青

年教育の誤りなきを期するのじやない
か。ただ一つここにのみ私は大いなる
頼りをなして、この條文を作成した大
第であります。

かみに言つて、これは資本主義的な勞
資協調、而も支配者がそれによつて自
分の都合のいい、そういう労働者を作
る。そういう形におけるところの教
育、こういう形でこれは推進められて
いるだらうと思ふ。ここにアメリカ教
育の何ともならない一つの限界がある
のです。又教育理念に対してはこれは
我々は浅学で十分に教育のそういう学
説を十分多量に読んでゐるわけじやな
いのでありますけれども、とにかくア
メリカの教育学者の現在陥つておる立
場、今日の社会に対する不可知
論、社会の今日のいろ／＼な現在経済
恐慌の問題、或いは失業が大量に出
る。或いはこれによつて戦争が週期的
に発生せざるを得ない。言わば社会科
学によつてしか解明できないような問
題が実はアメリカの教育者によつては
殆んどつかまれない。だからい
ゆるわからないからではない。だからい
ておる。こういう形によつて、できる
だけはつくりした目標を持つた子供た
ちを作るというよりも、むしろあらゆ
る條件反応で、いろ／＼な條件が出て
来たときによりよき反応ができる人間
を作ればよいのだといふことで、或る
意味では目的が非常に渾沌としたこと
ろのアメリカ教育にあることはアメリ
カの教育者自身が言つておる。この形
が今日の六三制の混乱を招き、又再び
産業教育にも延長されるであらうとい
うことを私は懸念するのです。こうい
う形を、模倣的な形をとつておつたな
らば日本の教育体系といふものは完成
しない。これは敗戦後に世界的に課せ
られておるところの日本の国民の役割
といふものを本心に達成するためには
は、やはり当然ここに正しい批判と発

○衆議院議員(長野長廣君) 私の用語
がやや古い言葉を使つたといふような
点から、御心配を頂いたのであります
が、これは私も古く教育界に活動した
人間でございまして、日本の現状を説
明するには、あえて不都合がないとい
う程度だと思つて使つたのでありまし
て、新しい言葉を殊更に使うとすれ
ば使ひ得ないのではありませんが、そ
こは賢明な岩間さんに一つ御了承願
いたいと思ひます。それから労働協調
的な人間を作るか、労働の本質に目覚め
て、国の進む動向を切り開いて行くよ
うな人物を作るか。前者の場合でもや
やもすれば手段として人間を使う。い
わゆる人間を機械に使うような虚れが
ありはせんかといふようなふうにお思
つたのでありますが、そこでございま
すね。

○岩間正男君 はあ。
○衆議院議員(長野長廣君) 私の考え
としては、殊更な協調とか、資本に都
合のいいような精神を青年に吹き込む
と、こういうような殊更なことはいか
んと思つております。併し我々の生活
は一切調和であります。天の力と地の
力が一緒になつて、この宇宙界を造成
してゐることから考えましても、一切
は調和でございまして、調和を無視
したあらゆる政策はこれはいかんと思
ひます。やはり大きな大調和がある
といふことはこれは考えなければなら
ん、併しながら私は労働協調というよ
うな言葉は使いたくありません、私の
現在としては……。それは青年をして
我々の自分の協同生活に感激を持ち、

職業に向つても一つの感激を持つ、こ
れでなくてはならぬ。よりよき自分の
産業を打立て、経済の独立を圖らなけ
ればならぬといふことに一つのそうい
う根本な生活面を彼らが感激すると
か、或いは又自分の郷土を先ほど岩間
さんが頻りに述べられ、私も一致して
おると申した、ああいう不合理があ
る、不調和があることに感激して、そ
うしてみずから自覚してむしる私は郷
土の自然人と自覚して、言葉は悪い
けれども、殊更人間が作つた協調と
か何とか……作つたものではな
く、自然の人間としてここに感激す
る、これでなければならぬ。よりよき
郷土を建設しなければならぬとここに
奮闘努力する。その姿、そういう姿を
我々が見るときに、これが一番尊い、
青年自身が本心に人間として自然的に
心の底から湧き出た感激、不満、希
望、喜び、悲しみ、いろいろありまし
よう。そういうことをそのまま彼らに
して自由に取上げしめる。そうして彼
らが誤りのない、よりよき郷土を作れ
ば、結局よりよき郷土の集つたものは
よりよき国家ですから、よりよき社会
ですから、そういうものを作つて頂い
たらいいと思ふのでありますが、私は
そういう点については、国家がどうの、
社会がどうのといふことを申したくあ
りません。やまやまと岩間さんのお
つしやるような青年を頼東せしめるよ
うな基盤を築きます。不自然な虚れが
ある。人間は飽くまで自然である、そ
の伝統より受けた社会人としては自
然、この自然的な人間が本然の姿にお
いて自覚する。その自覚の姿において
自分のよりよき郷土を建設するといふ
ところに、私は飽くまで日本の間の青

年教育の誤りなきを期するのじやない
か。ただ一つここにのみ私は大いなる
頼りをなして、この條文を作成した大
第であります。

かみに言つて、これは資本主義的な勞
資協調、而も支配者がそれによつて自
分の都合のいい、そういう労働者を作
る。そういう形におけるところの教
育、こういう形でこれは推進められて
いるだらうと思ふ。ここにアメリカ教
育の何ともならない一つの限界がある
のです。又教育理念に対してはこれは
我々は浅学で十分に教育のそういう学
説を十分多量に読んでゐるわけじやな
いのでありますけれども、とにかくア
メリカの教育学者の現在陥つておる立
場、今日の社会に対する不可知
論、社会の今日のいろ／＼な現在経済
恐慌の問題、或いは失業が大量に出
る。或いはこれによつて戦争が週期的
に発生せざるを得ない。言わば社会科
学によつてしか解明できないような問
題が実はアメリカの教育者によつては
殆んどつかまれない。だからい
ゆるわからないからではない。だからい
ておる。こういう形によつて、できる
だけはつくりした目標を持つた子供た
ちを作るというよりも、むしろあらゆ
る條件反応で、いろ／＼な條件が出て
来たときによりよき反応ができる人間
を作ればよいのだといふことで、或る
意味では目的が非常に渾沌としたこと
ろのアメリカ教育にあることはアメリ
カの教育者自身が言つておる。この形
が今日の六三制の混乱を招き、又再び
産業教育にも延長されるであらうとい
うことを私は懸念するのです。こうい
う形を、模倣的な形をとつておつたな
らば日本の教育体系といふものは完成
しない。これは敗戦後に世界的に課せ
られておるところの日本の国民の役割
といふものを本心に達成するためには
は、やはり当然ここに正しい批判と発

九

展によりまして、こういうものを切り開いて行くことが非常に重要であり、殊に具体的にこういう産業に従事するという青年においてこれが求められて来ると思うのです。そういう点から考へて今のこの長野さんの御説明はやはりどうも私は余りに、こう何だか信仰的な言葉に満ちておつて聞いておるとうつとしてしまふようなところがあるように……併しうつととしてこれははいけない。やはり日本の背負つてゐるこの段階の中にありまして、我が教育目標というものはこれは非常に峻厳なものになつておるわけですから、こういうものをはずり打ち立てて、教育の一つの追求をしなければ私はいくらもこれは本當にこの産業教育法案といふものは変なものになると思つて、そういう点からこれは今労働協調のよいな、そういういわば資本家都合のいい、そして全くその要求するところにはかりつたり符節を合したようなそういう人間を作るか。それとも社会の矛盾とか混乱、こういうものに對しまして、これを何とか切り開いて、正しい姿を打ち出して行くこととするような人間を作るか。このことが日本の運命にとりましては非常に重大な問題なのであります。これは先ほどのような自然人の理想と云うようなことでなく、もつと現実に問題を引戻して御答弁を願いたいと思つてあります。恐らくこれは長野委員長が非常にきれいな言葉で法案を説明されて、これは或る意味では非常に主観的な御説明になるかも知れないので、この法案は別な意圖を持つて活きるかも知れません。そういうことを考えますときにやはり現実的な問題に問題を引戻し

て御答弁願いたいと思つてあります。その点如何ですか。

○衆議院議員(長野長貴君) 私の意中がまだ十分私の説明の不徹底から御理解頂けなかつたと思つて、先ほど申し少し申添えておきますが、先ほど申しました憲法で言う基本的人格の自覚といふこと、つまり個性の自覚、能力を教育するといふ点を考えて見ますと、私が自然人といふのはやはりここに生まれ出ておる一青少年といふものは、これは自然人だから自然の人間だ。その個性は自然に親からもらつておる。天賦の個性を尊重いたしまして、個性をこちらで曲げて指導するのでなく、彼らの自覚、彼らの個性を中心とする知情意の活動を指導して、そしてここに全き完成をして行くといふ意味でございまして、結局あなた達の最初から言われた基本的人格の自覚云々といふような問題は、私誤まつた第三者の指導のあることは考へていないから自然人といふ言葉を使つたのです。即ち生まれたまふの自然の姿、これを引出して教育する。教育は申すまでもなくその本性を引出して陶冶して行くのがこれは本然であります。教育でありまから、その本然に戻つてあなた御心配頂き、我々も心配いたしました憲法の基本的人格といふことを尊重するのであります。従つてそれを如何なる形で表現したらいいかといふことを二年間に亘つて私も研究工夫いたして見ましたが、よりより郷土を建設するといふ言葉こそ最も、彼らを無理に引き付ける、命令する、指導する、批判を與える……言葉であらずして、最も彼らが自由に、彼らが本然の、心の底からその個性の発展に基いて欲求すると

ころの、彼ら自身やつて行つて、只今まで岩間委員のおつしやいました、つまり曲げてやるのはいかんといふそういう意味から、私は特に自然人という言葉を使つたのであります。これは申すまでもなくそのものが持つ個性、純粹なる個性を尊重する。こういう意味でございまして。大体この辺で一つ御了承頂きたい。

○岩間正男君 長野さんがいらつしやるような、例へば玉川学園といふような学園でおつしやれば、これは私たちが或る程度納得できるかも知れないのです。あの自然の環境で、恵まれたところ、條件のいいところでやる。併し例へばそういうような教育といふものは殆んど日本には現実的にはなかつて、我々には自然といふことを言われまして、同時に社会的な社会人であつて、そしてその社会には先ほど申しました混乱に満ちたところ、条件がある。労働問題にしましても誠に大きな問題がぶら下つておるのであります。そういうものの解決なしに單にこれは勤勞といふような觀念を言ひまして、これは非常に危い。これは人間を一つの何と言ひますが、麻酔の中に追い込むためになかつた、立派な言葉であるかも知れませんが、併し現実のそういうような問題を解決するにはなかつた、そういうわけには行かない。残念ながら非常に約四十分分に亘りまして正しい労働観を御説明願つたのであります。これは私も未だどうも納得できません。これはまあそれまでやつてもできないから、如何かと思ひますから、次に移りたいと思ふのであります。次にこの第一條に「経済自立に貢献する有為な國民

を養成する」といふ言葉があるのではありません。これも成るほど言葉そのものとしてはいい言葉であります。これは現実的に見るときにどういふことになるか。この経済自立の内容といふものは一体どういふふうにお考えになつておるか。例へばこれは安本でも日本の経済自立三カ年計画といふものを立てておられます。又池田蔵相の説明なんかを聞きますと、日本の経済は自主性がある。尤も占領下における自主性だといふことを言つておるわけでありますが、自主性がある。それから終戦処理費の使用なんかについても非常に自主性がある。こういうことが我々手算委員会においてしばしば引出したところの池田氏の答弁であります。併し果して一体日本の経済といふものはこれは現在自主性があるか。そうしますと、そうでないところの反対条件、現象をたくさん挙げることもできと思ひますが、これは時間の關係から申上げませんが、そういう条件がたくさんある。私は曾つて開港法案の討論の中で、我々の持つてゐる自由は孫悟空の自由じやないかといふことを言ひました。孫悟空が筋斗雲に乗りまして三千世界を飛翔した、十萬億土を飛翔した。そして随分遠くへ飛んだと思つてふと気が付いて見るとお釈迦様の手の置かれておるところの自由といふものは、全くそういうふうな、いわば孫悟空の自由であつて、その背後においてがっちり握つておるものがある。この開港銀行といふのは、これは台湾銀行や朝鮮銀行と同じように過去の日本の帝國主義的な、台湾や朝鮮を支配するところの、金融機関として大きく働

いたところの、いわゆる孫悟空の頭にはめたところのあの緊箍兒じやないか。これによつて実は都合が悪い、孫悟空が暴れ出すと、自分で勝手なことをしたくて、いわゆる自主性を、自分が自立的なことをやろうとして暴れ出すと、どこまでも縛りがかかつて来る。これによつて緊箍兒の金の輪が頭の中へぎり／＼はまり込んで行つて全く自由は失つて来る。こういうことじやないかといふことを私は討論したのであります。誠にそういう形は長野さん自身もかす／＼思ひ当られることがあると思ふ。こういう形の中におきまして、経済の自主性に貢献するといふことは非常にこれは、若しも本當の意味での日本民族の独立と自由、こういうものと連なつたところの経済の自主性を確立するのであつたならば、実に容易ならざる努力と、それからそれに対する認識が私は必要だと思ふ。先の私の質問申上げましたところの、いわゆるどのような労働青少年を作るかと考へておられるのであるかといふ、いわゆる産業教育の目指しておる人間の像の問題になつて来るわけですから、どのような人間を作るかによりまして、眞の掛け声でないところの、全く欺瞞されたものでないところの、経済自立が確立されるか、或いは名前だけの自立経済でありまして、背面におきましては、その経済の八〇％までは完全に私は外國に握られておるといふような、いわゆる名だけの自主的な態勢もできるものであります。そういう点からどういふにしましてこれはこの経済自立といふものを達成され得ると考へておられますか。この法案には成るほど立派な一つの項目として謳われておるのであり

本法の精神を實際生かして行きたいと思つております。それでそういうことにいたしましたこの上に教育基本法の第一條に書いてあります教育の目的、これを十分に発揚できるようにいたしますれば、これが従つて經濟自立にも貢獻し得る有為な國民を育成することができると思つておるのでございます。なおこれを具體的にどういうふうに示すかというふうになりまするが、これは社會科或いはその他の学科、教課の中に織込みまして遺憾なきを期したいと存じておる次第でございます。

○岩間正男君　まああなたの立場としてはそういう抽象的な御答弁しかこれではできないのだらうと思うのでありますが、私は現実の問題、日本の当面している問題、少くともこれは相当重大なポイントをなしておる問題について具体的に例を挙げて説明してその返答を求めているのでありますけれども、まあこれはお二人とも抽象的に避けられているようでありますからこの点追求しても無駄かと思うのであります

が、ただこういうことだけはどうか、よう長野さん、もう少し脊骨の通つた、そうしてつまり骨のある日本人ですわね、あんまり奴隷みたいな、何と言うか、もう右向けと言えば三年も右向いていけるようなこういう意気地のない人間では日本の困難は、これは私は今克服できると思ひます。こういう時代を切り抜けることはできないと思うのです。先ほど申しました一つの問題を、教育の問題、予算の問題、終戦処理費の一つの問題を、これは片付けるだけであつても大変なことになると思う。そういう点でもう、一つの国の影響の中で、

その影響で三拜九拜して有難がつて、
 そうして大局を見ることがない、或
 いは一つの足許に起つておる困難に対
 して熱意を持つてこれを解決するとい
 う情熱を持たない、いわゆる奴隸化さ
 れたような形であつては絶対にこれは
 經濟の自立ということとは達成できな
 い。これはそういう意味です。とにかく
 骨のある、そうして民族的なやほり
 一つの資格を持つ、そうして更にもつ
 と具體的に言へばこういう現在の日本
 の置かれておるようなこの態勢、つま
 り軍事基地化されつつある軍隊が駐屯
 しようとしている、こういう態勢に対し

て飽くまで……こういう熊勢から平和を守り抜いて、そうして平和の基盤とするものを日本に確立すると、こういうような少くとも条件だけはこれらの労働青年の中に教え込まなければならぬ、ない、というふうには私は考えるものであります。こういう点についてどういうふうにお考えになつておるか、この点は提案者としてやはり御答弁を頂いて置きたい、というふうに思うのであります。

○衆議院議員(長野長廣君) 骨のある人間を作れ、つまり奴隷化した人間でなくて、自主自立而して民族的自覚のある人間を作れ。こういうことであります。私が、私はその根本精神については大いに必要であると存じます。そこで私は特に第一條におきまして、よりよき郷土を作れ、單に技術や學問の端くれを教えるだけではない、よりよき郷土を作り、よりよき郷土を作るといふことは我々の國、社会の青少年の一番接觸してゐる、一番利害關係の深い、一番感激に満ちた自分の郷土であります。でありますからこれを立派なものの

にすることについては、先ほど来岩間委員が非常に御心配をせられた現実の生活、精神生活、物質生活、あらゆる点において矛盾撞着があるのではないか。帰するところこの青年の立場から言いますとその郷土こそ青年が一番接触して、これらの矛盾撞着を彼らに感ぜしめておるのであります。又かような自分のところから、自分の生活を美化しようとすれば、自分の生活を確固たるものにしようとするならば、必ず先ず自分の郷土をそうしなければならぬというように考える、これが自然の道であると考えます。この意味

におきまして私どもは飽くまでこれを
具體的に申しますとよりよき郷土を建
設するやうに努力せしめる。そうして
あなたのおつしやられたやうに基本的人
格の自覺ということ、つまり個性の
自覺能力を教育するという、この点に
大いに力を加えてそうして憲法の指示
るところに全きを得るといふことに努
力しなければならんと主張しておる次
第でございます。今日の我が郷土をよ
りよくするにはよほどの決心が要る。

よはこの反対を受けますけれども自己の確固たる信念に基きましてこの反対を説き伏せてそうしてよりよき郷土の完成に邁進せしめる實際運動、その感激、感激という言葉はお氣に入らぬかも知れませんが、根本的に自覚した、つまり骨を教えるということとは私は十分この言葉においてこの法律の中に植込んだつもりであります。なお足らなければこれはより以上の言葉を加えて頂くと結構だと思います。さような氣持を持っておりますのでどうか御了承を願います。

○岩間正男君　民族の独立というこ

と、平和、こういう点について、どう
いうお考えですか。

○衆議院議員（長野長廣君） 只今申上
げましたように自分の郷土は、即ち自
分の民族生活の根基であり、自分の国
から、社会からいいにしても、自分の
郷土は一番近接したものでございま
す。そこに感激あり、そこに努力をす
ることが、本当の私は具体的な努力だ
と思います。自分の郷土をかくしなけ
ればならん。国家のためにどうする、
社会のためにどうするということを言
うと、あなたのおつしやるような抽象
論になるのであります。我が郷土をど

うするというような具体的なことから私は解決することが、本當に我が郷土をよくすることになるのではないか。産業の欠陥、経済的欠陥、人口その他の行き方の間違つてゐるということを理解するのみなら、やはり意氣ある、郷土に自覺ある青年を作ることにおいて十分それができるのじやないか、かように考へておる次第であります。

○岩間正男君　言葉のやり取りだけの問題じやなくて、事実この法案がどう

具体的に遂行されるかというような問題になると思いますが、第一條につきまして非常にいろ／＼質問の時間を費したのでありますが、まだいろ／＼な点で食い違いがありますけれども、一応この辺で第一條については区切つて、ほかのかたに……。

○矢嶋三善君　私は本法案の審議の際には別個の考えを持つておりましたが、理事会でそう決定したそうでございますので、大体その線に沿つて簡単に若干確かめて置きたいと思ひます。

その前に第一にお伺いしたいのですが、是非私は委員長に諮つて頂きますが、是非私は委員長に諮つて頂きた

いことは、この文部委員会には各会派少くとも一名ずつを以て常に選ばれておつたと思うのであります。而も本日は三時で打切するという理事会の決定だそうでございますして、私個人的な見解として続けたいと思うのでございますが、続けるとするならばここで一応休憩して、各会派からおいで願つて、いないところもございますので、改めて継続するかどうかを確認して、そうして継続して頂きたいというふうに提案いたしますのであります。私も第一條に關する質問を是非したい点がございますので、私としましては本日続けて頂

きた。こういう希望を持っておりま
す。

○委員長(堀越俊郎君)　ちよつと速記
を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(堀越俊郎君)　速記を始め
て。質問のあるかたはどうぞ。

○矢嶋三義君　若干疑点を質して置き
たいと存じます。

先ず第一條で、終戦前の教育にはよ
く郷土という言葉を使ったのですが、
終戦後の新教育にはどういふのは、あつ

終戦後の新教育になつてからには、あらゆる場合に地域社会という言葉が用いられてゐるのでございますが、「よりよき郷土の建設」と、この新教育で使ひ馴れてゐる地域社会、社会の形成者と、そういう言葉をお使いにならないで、特に「よりよき郷土」と、この郷土という言葉を使つてゐるのは何を意味するのであられるのか、それが第一点と、それから地域社会と郷土という言葉との間に相違があるのかどうか、その点を伺ひたいのです。

○衆議院議員（長野長廣君） それは地域社会の中に入りますと思ひます。

○矢嶋三義君　そうなりますと、地域社会のほうに郷土より範圍が広いと、こういうような解釈でございませうか。

○衆議院議員(長野長廣君)　それはそうなりませう。範圍が広い狭いというよりは、狭くも見ることもできますし、とにかく地域社会ということ自体が抽象的な言葉なのですから、その中にはいろいろあるだろうと思います。例えば郷土の中には、自分の部落もあるし、部落でも小部落もあるし、又や大きくなつては町村、それから大きくなつては市になりましようし、又県全体を郷土という場合のことも考えられます。それらを一括して地域社会と言へば言えないことはないと思います。

○矢嶋三義君　そういうような意識で殊更に地域社会を使わないで、この郷土という言葉をお使いになつたのでございませうか。

○衆議院議員(長野長廣君)　それはそれでしやう。

○衆議院議員(石井昌君)　大体そういう意味でございませうが、なお郷土と申します場合には、結局その本人を基準にしまして、私なら私の郷土という、いわゆる中心になるものとの密接な關係が表現をされておると思つております。

○矢嶋三義君　意見になるからその点はやめませうが、それでは次にお尋ねいたします。この法案は学校教育法と社会教育法の補足的な法案であるということとをこの法案審議の冒頭に當つて発議者は我々に説明されておるわけでございますが、然らば教育基本法にも、或いは学校教育法にも、地域社会のためとか、或いは有為なる社会の形成者

とか、こういうような言葉があるのに、その補足法であるこの法案に特にこの「よりよき郷土の建設」というのは入れる必要はないのじやないかと、こういう見解を私は持つておるのでございませうが、教育基本法並びに学校教育法、社会教育法、それらに關つて出た来たもので、その補足法である、こういう大前提の下に打出されたこの法案に、特に「よりよき郷土の建設」ということを再び謳われたのは、何か理由があるのでしょうか。私は必要がないと思うのですが、それに対する所見は如何ですか。

○衆議院議員(石井昌君)　お話の通り、廻つては教育基本法、或いはもう少し近いところで申しますれば学校教育法及び社会教育法の補足的、補強的な規定でありますから、それに書いてあることは一切省いたつて済むというお考えも成立し得ると思つてますが、やはりこの線に沿つたところで或る範圍のものを似た表現、或いは極端な場合には同じ表現で繰返すということも、例なきにしもあらずであると思つては、先刻来お話が出ました、第三者に利用されるか、或いは國の機密性になるとかいうような、誤解を生ずる虞れも過去から見ましてなきにしもあらずで、自己みづからの、いわゆる今のお話で言いますれば關係の深い地域社会、それ自身の足許から固めて行く、それ自身の幸福と云ふものと決して矛盾し、或いは無視しておるものではないという氣持を盛込んだにはほかないのでございませう。

○矢嶋三義君　本法案は産業教育法でありますので、教育の中の産業教育その面に關する目的を謳へばいいのであつて、大前提としての教育目的というものに私は關する必要は、今意見を承つたところでは必要はないと考へてますが、これは意見になりますので、これでとどめます。

次にお伺いいたしますのは、先ほど岩間委員との問答の間に、或いは調和のある人間とか、或いは感激を子供に植えつけるとか、或いは單なる技術を覺えるような教育を目標としてゐるのではないと、更にはその精神界云々というよりなお言葉まで出ておつたわけでございますが、そうとなりますといふと、ここではつきりと私は質問しなければならぬことが出て来るわけでございます。と申しますのは、先ずお尋ねしますが、この法案審議の冒頭に當つて、職業教育法としないので、どうして産業教育法としたか、職業と産業との相違如何、こういう質問に對しまして、職業となつて来ると、従つてそれは音楽が入つて来ると、従つてそれを排除して狭い範圍にするために産業教育法という言葉を使つたのである。こういう答を頂いたわけでございますが、現在といへども提案者はその点再確認されることと存じますので、その点から御質問申上げますが、職業教育と言つた場合に、現在の学校教育で美術なり音楽といふものがはつきりと入つてゐるのに、この法律を作るときにそういうものを初めから排除することを目標として産業教育とするということについてどういふふうに考へられるか。更に「有為なる國民を育成する」とあり、更に先ほどからこの精神界とか、或いは調和とか、或いは感激とか、そういうものを発言されたわけ

ありますが、そうなりますれば、これは当然私は美術なり音楽なり、そういうものを補助するかしんないかは別問題として、そういうものを包含したところの教育、即ち職業教育と、こういうふうに私は銘を打つべきであると思ひますが、それに対する所見をお尋ねします。

○衆議院議員(石井昌君)　広い意味におきまして職業教育の振興を圖つたほうがよいというお考えも、勿論私も同感でございます。ただ併し最初から相當な予算を伴うという見通しを私も根本に持つてこの起草にかつたのでございまして、従つてもう少し狭い意味の産業とこの場合限定したものでありまして、これによりまして、殊にこの經濟面と直接の關係の深い方面をやつて行く教育の上においてはそれは非常に必要であります。更に日本の現状から申しまして、全体的にこの經濟力の非常な貧困を來たしておりますから、その方面にも貢獻をするという意味から私どもはこの産業教育という範圍を一應想定したのであります。

○矢嶋三義君　私も一応そう承つておつたのでありますが、先ほどの岩間委員との問答を聞いておりますと、「よりよき郷土の建設に貢獻する有為な國民を育成する」と、そこに非常に經濟界に對して精神界といふものの特に強調されておるわけなんです。そうなりませうと、学校教育における職業教育指導において、はつきりと音楽といふもの、美術といふものがあり、これが圓滿なる調和のある人間育成のためには如何に必要なる教科であるかということ、私が申上げるまでもないと思ふのです。そこに私は答弁者に非常に矛盾を感じるのでありますが、矛盾をお感じになりませんか。

○衆議院議員(石井昌君)　矛盾を感じておりません。先刻来申します通り、今のお話の音楽、美術、或いはこの医療關係、弁護士の仕事、これはやはり職業になつております。それが一國の文化の上に貢獻しておらないといふようなことは毛頭思つておらないのであります。けれども先回に御答弁申上げましたような氣持からこれを産業教育と限定をいたしましたのでございませう。

○矢嶋三義君　人格の育成という立場から教育を考へますといふと、これは私は圓滿なる調和のとれるということをお考えなくちやならぬと思つてゐます。そういう立場から考へますといふと、ここに私は相當の問題があると思ひます。特に学校教育法によつて、教育課程によりまして第一線で教育を続けられてゐるところの美術或いは音楽、そういう方面の教育者は、私は相當の意見を持つてゐると思つてゐます。時間がある許すならば私はいさゝか第一線の人の意見を参考に承わりたいといふことを提案するものであります。

○委員(堀越儀郎君)　第一章で、ほかに何か御意見ありませんか。

○矢嶋三義君　私の提案をとにかく採決を待つて下さい。

○委員(堀越儀郎君)　定足数がないからその点はあとで考慮いたしませう。

○矢嶋三義君　理事でやつてくれませうか。

○委員(堀越儀郎君)　ええ。何かほかに御意見ありませんか。

○矢嶋三義君 第二條ですが、これは非常に重要な問題があると思うので、この第一條で、例えば音楽とか美術とかというものを除くために職業教育という名前を使わないで産業教育と認めるけれども予算その他の関係上産業教育というものにしたらのだと、もうなりますれば、第二條は青少年その他の一般公衆というものを排除して、そうして生徒、学生とすべきではなかつたかと、こう考えるのであります。その点はどうかお考えになりますか。

○衆議院専門員(石井島君) この点は先般からいろいろの機会に御説明を申し上げております、義務教育終了者年々百六十万の六三%、即ち約百万というものが上の学校に行かないでそのまま社会に出るのでございまして、年齢的に申しまして、身体的にも心理的にも、そうして更に労働基準法との関係もありまして、そこに三年間のブランク状況が出て来るのでございまして。高等学校に入ります者は、不十分ながらとにかく高等学校においての教育の場を持つておるのであります。年々約百万というものが、学籍のない者が現実送り出されております。それを頭に置いたがためにここに青少年その他の一般公衆……、一般公衆と申しまして、大体いわゆる学籍のない者という範圍を度外視することは無理であろうという考え方からかく表現したのであります。

○矢嶋三義君 現在中学校の職業科施設並びに高等学校の専門教科の施設が如何に不十分であるかということは、十分御承知と思うのでありますが、先

ずこれを充実するということが先決問題だと思つております。その充実ですらなかなか多額の予算を要して早急にできないと思つておりますが、そこに重点を置くためにこの際青少年その他の一般公衆というものは第一條における見解と同様にこの際これを削除したほうがよいと思つておりますが、そういう点についてお考えになつたことはございせんか。

○衆議院専門員(石井島君) 中学校、高等学校におけるこの教育施設、殊に実験、実習のごとき経費を要する施設の不十分であると、これを充実するにも大変な経費を要するといふお話は非常に御尤もであり、実状そのまゝを示しておると私も存じております。これを大いに充実しなければならぬといふことは全く同意でございます。けれども今朝ですか文部大臣もおつしやいました御答弁のうちにありましたように、学校へ行くものだけの教育が頭へ先へ来て、学校へ行き得ないものの教育がおろそかになり勝ちであるといふことについて深く反省をしなければならぬといふお話が出ましたが、私もまさに同意でございます。先刻申しました年々百万といふものがここに放出せられる、これを放置するわけには行かないだらう、只今の学校の施設を大いに充実しなければならぬといふことと、それから学籍を持たない年々百万のこの大量の青少年を如何にするかという問題、確かにここに二つの若干矛盾するところの場面が出て来るのであります。その点を考慮いたしましてできるだけ学校の施設が充実するように、その学校の施設が学校教育目

体と、更に今の百万を対象とする社会

教育にも利用される、両方に使われるという意味におきまして、ここに青少年の教育を挙げましたが、学校がなす社会教育といふふうにご考慮を組んで行つた次第であります。

○矢嶋三義君 それではお尋ねいたしますが、午前中の質問では、各種学校は大臣の答弁では予算、それからシステムの関係で各種学校は入れないと、こういうふうにご答弁されておるのであります。青少年その他の一般公衆といふのはこれは学籍はないのです。ところが各種学校といふのは、学校教育法でちゃんと謳われていて学籍があるのです。青少年その他の一般公衆と入れないのでどうして各種学校を入れないのですか。今仰せられるような立場から青少年その他の一般公衆を入れば学校教育法の中で謳われている各種学校といふのは当然入れなければならないのでございまして、相当な食い違いがあると思つてございしますが、如何ですか。

○衆議院専門員(石井島君) 各種学校に手を延ばし得なかつた事情は今朝すでに答弁がありましたことと、その問題を繰返すことは成るべく避けたいが、只今の各種学校におるものは学籍がある。それを調おさないで学籍のないものを社会教育として調おす。学校教育を中心にするといふ考えでありつ

つ、学籍のある各種学校にあるものを調おさないで、学籍のない今の満十五歳以上の中学卒業生に対して調おすといふところに矛盾はないか。こういうお尋ねのように伺いました。それでよろしうございせんか。一応矛盾あるかのように見える面もあるかと思ひますが、その点は決して私どもはかく感じ

ておらないのでありまして、各種学校はそれ〴〵の意味において教育の上には相当な貢献をしておられることも承知をいたしております。すでにここに通い得るといふものは義務教育を終了した上に、更にそれだけ行き得る状況にあるのであります。今の百万といふものは主として経済事情でありまして、学校に行きたくても行き得ない状況におるものでありまして、これらに向つてはどうしてもできるだけの国において膳立をしてやらなければならぬ。或いは各種学校へそれがために今まで行つておつた人々が経済事情の急変によつて行き得ないといふ人が起つた場合にも、この面において救い得るのではないかと。各種学校にすら行き得ない大多数のもの、これを私どもは看過し得ないと思つた次第であります。

○矢嶋三義君 私はこの点はつきり明快にして置かなければならぬと思つたので、と申しますのは、各種学校の先生はそういう答弁では了解できんと思つたのです。それで私はつきりして頂きたいのですが、若しも義務教育を終えて学校に行き得ないところの青少年を教育するといふ立場から一方をやるのならば、その立場でやつたらよろしいと思つたのです。ところが歴として資力があつて学校に行き得るところの大学、高等学校、中学校といふ、そういうものには補助しておるわけだ。ところが先ほどから各種学校は学校へ行き得る生徒であるから補助しないといふお言葉が出ておられますが、こんな言葉は端くれでありまして、根本は青少年その他の一般公衆でございまして、これから第一條に謳う学校以外の青少年その他の一般公衆、この青少年その他

の一般公衆には各種学校の生徒も勿論これにも該当するわけですね。何が故に各種学校の生徒だけを落とされるかといふことは各種学校の先生にとれば私は納得できんと思つた。青少年その他の一般公衆を除いて学校教育法第一條に謳うところの学校の生徒、学生を主対象として立法するならば、各種学校を落されてもそれは了解がつくでしょうけれども、そうでなくして、こういう形で出されて今のような御説明で各種学校を落されたものでは、各種学校としては私は了解できんと思つたので、重ねてその点の説明を承つて置きます。

○衆議院専門員(石井島君) 各種学校の問題については先刻申し上げましたように、午前中に提案者側からも、文部省側からも御答弁がありましたから、そのことは先刻申し上げました通り御遠慮をすべきであると思ひますが、今朝出ました話も学校形態、学校教育法第一條の学校が我が國の教育の中心形態をとつておる。それを中心に盛立てて行くといふ考え方が基礎を成しておる。この青少年のほうに対してやつて、そうして各種学校にやらないといふ比較問題としてのお話がございまして、それから、その部分についてだけの気持ちを申し上げたにはかならないのであります。文部大臣の午前の答弁を御参照頂ければ幸いであると思ひます。

○矢嶋三義君 これは文部大臣の午前の答弁は私聞いておつたのであります。それを聞いておつた上で、私は理解ができなないので、御質問申し上げておるわけですから追及いたしません。各種学校

の関係者としては了解できんと思ひます。更にこの点についてお伺ひいたしますが、午前中承つたところによりますと、専門員のほうからはこの法案は学校教育を主にして、学校教育法の第一條に謳ふところの学校の産業教育というものを主に考え、学校という教育の場において行われるところの社会教育というものを従って考えておるのであるという御説明が午前中木村委員にあつたわけでございます。それから只今もそういうようなことがあつたわけでございますが、そうなりますと私はこの提案理由の訂正をお願いいたしますのであります。提案理由の補足説明にはつきり「この法律案は義務教育を終了いたしました大多数の青少年に對して自主的生活能力の基礎を培ひたい」というところに重点を置いてあります。と、こういうふうな提案されてはいる。私たちがこの法案の審議の冒頭において承つた當時の提案者の説明と、本日午前中承つたこの法案に對する立場とは相當私に説明に懸隔があつて、いづれが提案者の真意であるか迷つておるのでございまして、そこをばつきりして頂きたいと思つ次第であります。

○衆議院専門員(石井島君) 義務教育を修了した青少年を對象とすることを重点とするということを申し上げましたのは、百六十万人出つたところ、それを一括して申上げておる場合でございます。先刻社会教育の問題でお話が出ましたから百万の範圍を申上げた次第でありまして、高等学校の設備、高等学校の職業科、別科、これについてこの法案の中においてはむしろ一番の中心の系統としてこれを強化するといふことに重点を置いて言つてゐることは御覽頂いた通りと思ひます。従つてもう一度要点を申し上げますと、義務教育修了者に重点を置くということ、は、百六十万の義務教育修了者が年々出つてゐる、これに對して重点を置くという意味でございます。青少年のところでも申しましたのは上の学校に行けない、即ち高等学校に入れないといふ数の百万のことを申上げておるのであります。

○矢嶋三義君 一向わかりません。これは提案理由も變つて來たのでしうか、そうでですか。……百万といふ数が多いから重点でございますか。……

○衆議院専門員(石井島君) 義務教育修了の者にこの教育の對象として重点を置いておるということと提案理由に申上げましたことは、つまり年齢的にいまだの間、十五から十八の間の産業教育といふものに主力を注ぐ、こういうこととあります。そこでその中に高等学校に入つておる者、これが約六十万、それから高等学校まで進む力を經濟的に持たない、恵まれな者これが約百万で、こういうことを第二段に申上げたのであります。年齢的に申しましてこの中学修了者といふところは一番重点に置いておるということとは動かないこととあります。

○矢嶋三義君 そうなりますと、この提案理由の第二のところはさういふふうに書くべきじゃなかつたのですか。産業教育には学校教育でやるものと社会教育でやるものとがあるが、学校教育でやる産業教育を主にして、社会教育でやる産業教育を従的なものに扱ふ、こういう表現にすべきじゃなかつたのですか。この提案理由の第二では「公立私立の学校が学校教育として行ふ産業教育と、もう一つはそれらの学校が中心となつて行ふ社会教育の両面を對象としておるのでございまして。そこにあなたが冒頭に言われました学校教育と社会教育法の補足法としての性格があつたわけでありましてね。だからそれらを併せ考えると、どうしても私は提案理由ではつきりとどこに重点があるかということが把握できないわけですが、如何でございますか。

○衆議院専門員(石井島君) 結局同じことを申上げる形になります。が、中学校を卒業して出て來る者が年々約百六十万見當つてゐる、それに約今の三年間の教育を與へたい。今は学校組織として高等学校が置かれておる、その内容、殊に設備或いは教員その他にも非常に恵まれな状況にさらされてあります。高等学校のほうも多分にこれを充實しなければなりません。併しそれは中学校を卒業して出て來る百六十万のうちの六十万人がそれを通る道になるのであります。あと百万人といふものは学校から縁のない状況の下に置かれておる。その面を社会教育の形で行く。勿論その中から別科などを拡充いたし、殊に地域的に便宜を図ることによりまして百万のうちがもつと高等学校に入り得るといふことで、数が学校の正系のほうへ、正しい系統の数のうちへ移動する部分がある、出て來るであらうといふことを思ひますし、又好ましいこととあります。全体の年々出て來る百六十万のものを約三年間やる、ここに重点を置く。そこに重点を置くその準備と申しますか、その前期時代といまして、中学の職業教育に更に助成をする。大学のほうはこれに對しての教員補給、教員を供給するという仕事をしておる。大学のはうにもいづゆる助成をして行く。で、中心の一番の重点はどこに置いたかと申しますと、只今申しました十五から十八、この三年間の青少年を教育するということに重点を置いてゐる。こういうことを申上げてゐるつもりであります。

○矢嶋三義君 それだつたら、学校教育の、社会教育の問題にならなかつたので、冒頭問題になりました、それを最初につきり話されれば、中心年齢はこれで行くが、十五から高等学校を終るまでの十八歳といふことはつきりしてゐるのではありませんか、それが社会教育であらうが、学校教育であらうが年齢といふものは十五から十八歳といふことを對象にしてゐるのだといふことを申しますと、冒頭に問題になりましたように、学校教育とか社会教育とか大学云々といふことは問題にならなかつたのであります。それで繰返して私はお尋ねいたしました確認できました。第一條に謳はれるところの学校で行はれるところの産業教育、これを主にしたものであるといふことが確認できたわけでありまして、それが続いてそれに關連してお尋ねいたして置きますが、そのために短期の教育を充實いたしまして、できる限り多くの青少年に教育の機会を與へることに留意してあります、そのために短期の教育を充實いたしますといふ、その短期の教育といふものは何をされるのですか。

○衆議院専門員(横田重左衛門君) 短期の教育と申しますのは、從來高等学校にありますが別科の教育形態を含むものであります。それから講習会のようなものも含むわけでございます。

○矢嶋三義君 この法案の審議の冒頭に定時制或いは別科でやればどうかといふ質問に對して、その当時別科といふのは各中学には設けられない、田舎の中学校もあるからといふような御答弁を頂いたのであります。田舎の中学校に設けられるものと云つたならば、講習を指されるわけですね、そうですか。

○衆議院専門員(横田重左衛門君) 田舎の中学校に高等学校の分校として設ける場合も一つは考えられます。それから今申上げた講習会という方法も考えられると思ひます。

○矢嶋三義君 その講習会は学校教育としてやるのですか。社会教育としてやるのですか。

○衆議院専門員(横田重左衛門君) 学校が中心となつて学校でやります社会教育でございます。その社会教育と申しますのは学校教育法の第八十五條に一つの例がございまして、さういつた意味の社会教育でございます。

○矢嶋三義君 それではその点について最後にお尋ねをいたして置きますが、さうなりますと、中学校を終えた生徒で約七割五分といふ人は高等学校に行かれないのです。さういふ生徒に短期の教育を充實せよといふ方向に参りますと、学校といふ教育の場において行ふところの社会教育といふものが主といふことになりませんか。

○衆議院専門員(横田重左衛門君) さうでございます。

○矢嶋三義君 そういたしますと、学

校教育法の第一條に謳われているところの学校に行われるところの学校教育を主とするというのとは矛盾いたしませんか。

○衆議院専門員(石井昌君) 或いはちよつと御質問の意味を取違えておるかも知れませんが、学校は学校教育が教育の中心体系をなしておるということ

は事実であり、又制度の上にも明示しておるということは御異論のないところであると思います。只今申しました社会教育、中学卒業生の七五%とおつしやいましたが、県によつて七五%のところもあると思います。それから私も全国的の最近の文部省のデータから全国比率で六三%と抑えておる次第でございますが、この多数の者が学校において社会教育として産業教育をしてやらなければならぬ。学校がやる社会教育をこの法案で補助をすることを規定してある。従つてこれが行われるようになれば、その社会教育の大部分というものは公民館その他でやる社会教育もあるであろうが、学校へ来て

学校がやること、この社会教育にこれらの人々が大部分吸収せられるものであるが、この御意をお押しのお話と私承ります。その意味において社会教育としてやりますところの学校の教育、学校のやりやすところの社会教育が、この六三%、あなたの言われる七五%が、大部分は学校が行う社会教育に吸収する、こういう意味でございます。

○矢嶋三義君 その点質問しまして、最後にもう一点お尋ねして置きますが、終戦前にありました実業補習学校で、或いは青年学校、あるいは性格の教育機関と、それからこの法案に

謳われているところの義務教育を終えて、而も学校に行けないところの青少年の教育というものの、その両者の性格をどういふふうにお考えになりますか。

○衆議院専門員(石井昌君) 誠に申訳ないのですが、その戦前の組織というものの、制度とかなんかは聞いておりましたが、私現場を取扱ったことがないのでございまして、実は正確なその姿を私は描んでおらないのであります。そこで描こうとしておりますところの今後のこの構想というものは私どもも一応頭にはつきりしております。よく伝え聞きますところの青年学校、或いは徒弟学校が青年を道具にする、或いは企業家、資本家の都合のいような唯々諸々として動く機械的な人間を作ることとを目的としておる。或いはあとには青年学校などは軍事教練の負担が非常に大きくなつておつた、軍の希望するままになつておつたというやうなことがありましたならば、それらの点はおよそ我々の描いておるものと相当なものでありまして、どこまでも人間としてみずから喜んで、自主性を持つて働き得る人間、これを作ることを目標としてやつて行く。これが本法案の狙つておるところの構想でございます。

○矢嶋三義君 その点満足な答弁を得ました。第二條でもう一つ別の点からお伺いたしますが、それは最後に「職業教育として行う家庭科教育を含む。」とここに括弧内に書いてあるわけでありまして、この「職業教育をして行う」というのはどうしておつたに

○衆議院専門員(横田重左衛門君) 此

れは深い意味があるわけじゃないのでありまして、一つの学科編成上、例えば中学に職業普通家庭科というのがございまして。家庭科というものは独立でなしに、職業科も独立でなしに、職業と家庭科とくつたのが一つの教科課程になつておる。この括弧の中は中学のものをさういふふうに従来ある学科課程の名称に従つて入れたものであります。

○矢嶋三義君 そうなりますと中学校の家庭科教育は入れるが、高等学校の家庭科教育は入れないと、こういう御見解でございますね。

○衆議院専門員(横田重左衛門君) 高等学校には家庭技芸科という單獨したものがございます。高等学校で通称家庭科と申しますのは家庭技芸科と言つておりますので、高等学校の家庭科は入るといふことになります。

○矢嶋三義君 高等学校は入る。それは職業教育として行うといふことはどうして職業教育として行うといふことと言へますか、なくてはよろしいじやございせんか。

○衆議院専門員(横田重左衛門君) これは只今申し上げました中学のことを懸念してここに断つたのであります。高等学校のことは実はここにに入れて置かなかつた。高等学校は家庭技芸科というものがございまして、そのままで御了解願ふと思ひます。中学の学科課程を懸念いたしまして、括弧で特に断つたわけでありまして。

○矢嶋三義君 局長、その御見解でよろしいと思ひますか。

○説明員(杉江清君) これは中学校のほうは今御説明の通りであります。が、高等学校のほうにおきましては実際は

いわれる家庭技芸科と、一般課程としての家庭科と両方あるわけでありまして。一般課程のものが入るかどうかというところが問題だと思ひます。これは今のところいわれる普通課程の中に入つておるわけでありまして。ここであらういふ規定がありまして、これはいゆる家庭技芸科はこれは職業課程の中に入つております。だから家庭技芸科はこういう規定によつて必ず入ることになりまして、私はその家庭技芸科は入る。併し一般課程のほうは除くと、こういう趣旨であらうと思ひます。

○矢嶋三義君 さすが文部省の政府委員だけあつて明快な答弁であります。が、併しそうなると思ひます。併し併し、終戦後男女共学の高等学校になつて、女子の学校に男子が入つたならばよいのですが、男子が今までの学校に女生徒が学区制によつて半ば強制的に入学させられた場合に、普通科課程の高等学校においてその家庭科施設といふものは極めて不十分である、不十分といふより殆んどないのです。従つて学区制を布き、半強制的に男子のおつた学校に女生徒を收容して置きながら、女性として当然修むべき家庭科の授業ができないという状況であります。いつぞや本委員会におきまして、産業の振興といつても先ずこの家庭の問題から解決しなければならぬやうな発言も或る委員からあつたらしいのであります。そういう角度から考えますときに、相当施設の充実に必要である、家庭科教育の施設の充実に必要である、私はここで除くべきではなくて、これは当然入れるべきだと思ひます。これはありますが、立案者としては、その点どういふわけであらういふに区

別なすつたのであります。○衆議院専門員(石井昌君) お話の通り高等学校の普通科のほうにおきましても、只今の御指摘の一般家庭科も同様、或いは物理化学、生物学の中の実験施設から申しまして、お話にならない貧弱な状態になつております。私も勿論文教問題として全部大いに盛立てて行きたい気持は山々であるのであります。併し全面にそれらの問題まで行くとすれば、それは現制度では平衡交付金などの問題になるのではなかつたといふふうにも私ども考えております。併し産業教育の面だけということ

で考えて参りました。従つて今の家庭科といふものについては、先刻来御質問のありました通り、私どもの頭にも一体どこから区分をつけるか、全部含めていかどうかという問題は、起草中には何度か実は問題になつた次第であります。そこで今の一般家庭科のほうとは一般学科といふふうな考え方をいたしたものでありますから、一般学科といふ点で教室も不十分であり、或いは物理化学その他の設備はなお不十分であるといふ状況であるから、形式上家庭科といふものが二つに切れても止むを得ないのではないかと、その気が持がここに現われておる次第であります。

○矢嶋三義君 例えば農業をやりますと、中学における職業科としての農業と、それから高等学校の専門課程としてやるところの農業、これは教育目的はおのずと違つてゐることは、学校教育法に明記されてゐるところであります。併し家庭科教育となりますとい

いわれる家庭技芸科と、一般課程としての家庭科と両方あるわけでありまして。一般課程のものが入るかどうかというところが問題だと思ひます。これは今のところいわれる普通課程の中に入つておるわけでありまして。ここであらういふ規定がありまして、これはいゆる家庭技芸科はこれは職業課程の中に入つております。だから家庭技芸科はこういう規定によつて必ず入ることになりまして、私はその家庭技芸科は入る。併し一般課程のほうは除くと、こういう趣旨であらうと思ひます。

○矢嶋三義君 さすが文部省の政府委員だけあつて明快な答弁であります。が、併しそうなると思ひます。併し併し、終戦後男女共学の高等学校になつて、女子の学校に男子が入つたならばよいのですが、男子が今までの学校に女生徒が学区制によつて半ば強制的に入学させられた場合に、普通科課程の高等学校においてその家庭科施設といふものは極めて不十分である、不十分といふより殆んどないのです。従つて学区制を布き、半強制的に男子のおつた学校に女生徒を收容して置きながら、女性として当然修むべき家庭科の授業ができないという状況であります。いつぞや本委員会におきまして、産業の振興といつても先ずこの家庭の問題から解決しなければならぬやうな発言も或る委員からあつたらしいのであります。そういう角度から考えますときに、相当施設の充実に必要である、家庭科教育の施設の充実に必要である、私はここで除くべきではなくて、これは当然入れるべきだと思ひます。これはありますが、立案者としては、その点どういふわけであらういふに区

別なすつたのであります。○衆議院専門員(石井昌君) お話の通り高等学校の普通科のほうにおきましても、只今の御指摘の一般家庭科も同様、或いは物理化学、生物学の中の実験施設から申しまして、お話にならない貧弱な状態になつております。私も勿論文教問題として全部大いに盛立てて行きたい気持は山々であるのであります。併し全面にそれらの問題まで行くとすれば、それは現制度では平衡交付金などの問題になるのではなかつたといふふうにも私ども考えております。併し産業教育の面だけということ

で考えて参りました。従つて今の家庭科といふものについては、先刻来御質問のありました通り、私どもの頭にも一体どこから区分をつけるか、全部含めていかどうかという問題は、起草中には何度か実は問題になつた次第であります。そこで今の一般家庭科のほうとは一般学科といふふうな考え方をいたしたものでありますから、一般学科といふ点で教室も不十分であり、或いは物理化学その他の設備はなお不十分であるといふ状況であるから、形式上家庭科といふものが二つに切れても止むを得ないのではないかと、その気が持がここに現われておる次第であります。

○矢嶋三義君 例えば農業をやりますと、中学における職業科としての農業と、それから高等学校の専門課程としてやるところの農業、これは教育目的はおのずと違つてゐることは、学校教育法に明記されてゐるところであります。併し家庭科教育となりますとい

いわれる家庭技芸科と、一般課程としての家庭科と両方あるわけでありまして。一般課程のものが入るかどうかというところが問題だと思ひます。これは今のところいわれる普通課程の中に入つておるわけでありまして。ここであらういふ規定がありまして、これはいゆる家庭技芸科はこれは職業課程の中に入つております。だから家庭技芸科はこういう規定によつて必ず入ることになりまして、私はその家庭技芸科は入る。併し一般課程のほうは除くと、こういう趣旨であらうと思ひます。

うと、中学校にやつておるところの家
庭科教育、高等學校にやつておるところの家
庭科教育といふものの目的は、私は区
別はできない、こういうふうな考えま
すが、勿論コース・オブ・スタディー
によつて中学校の職業科と高等學校の
職業科といふ／＼ありましようが、と
もかく中学校の職業科といふものは施
設をすることはできないと思ひます。
施設云々と出て参りますれば、第二條
に大學高等學校、或いは中等學校とこ
う謳つておる以上は、當然私は高等學校
の普通科における家庭科施設、殊に男
女共学を半強制的にやつておる現段階
においては、當然それを含むために、
これは職業教育といふ言葉は落すべ
きであるといふ、そういうことを重ねて
申し上げまして第二條に賛成いたしま
す。

○岩間正男君 第三條の一に、「産業
教育の振興に關する総合計画を樹立す
ること」である、こういうことが掲げ
られておるのでありますが、この産業
総合計画といふのはどういふことな
んです、その内容について大略を話して
下さい。

○衆議院専門員(石井島君) 産業の種
類が非常に多種多様あります。それに
それ／＼のローカルの特徴がございま
す。同じ同一の産業を狭い国内といえ
どもどこへ持つて行つても同様に伸び
るといふものでないことは十分御承知
の通りであります。そしてそれ／＼の
産業が又／＼の他の方面にも影響
を持つております。更に教育といひし
ましても、この上は大學から下は中學
校、小學校の義務教育にまで、殊にこ
の問題に一番関連のあります高等學校
の程度におきましてもその土地の状

況、各府県の産業の状況、或いは人口
の状況、氣候風土、いろ／＼と脱み合
せるのでないと本當のものが出来な
いのであります。このところは主と
して各府県単位、地方公共団体のやる
仕事といふことで掲げてありますが、
各府県について見ましても相當その問
題を考慮しなければならぬ、それら
の全体として非常に困難なことであ
りましようけれども、できるだけ相互関
連の視野から材料を先ず揃えてその上
からいろ／＼の第二以下の計画を立て
られるべきものと、こういう考え方を
持つた次第であります。

○岩間正男君 そうすると只今お話で
ありますが、學校施設に對してそれを
総合して考えるという、計画を立てる
と、こういう意味なんですか。何だか
総合計画といふのはもつ／＼といふ／＼な
産業のいろ／＼な種類がございませう、
そういうものをどういふように総合し
てやるかといふようなそういうほうに
も觸れて行くかと思ひます。學校
施設的な、今お話があつたのであり
ますが、それはどうですか、簡単に一
つ願ひます。

○衆議院専門員(石井島君) 何か最初
に私が前半申上げたところをお聞き落
しになつたように思ひます。前半にそ
の問題を申上げてまして、産業自身が非
常に種別が多いものでありまして、そ
れの問題を前半に申上げてまして、そ
の後半に又今の教育という面で學校の
問題を附加して申上げたのでありま
す。

い……。
○衆議院専門員(石井島君) できるだ
け客觀的事實を基礎にして、その客觀
的事實を総合して結び合せて判断をす
るということとは動かないことであらう
と思ひますが、その狙ひは何であるか
というお話でありますれば、真接には
産業教育そのものが振興せられるよう
にということ、従つて産業教育を通じ
て産業の振興にもなつて参ります。

○岩間正男君 これはこの計画を立て
るとき、無論審議会の意見を聞くわけ
ですな、それでしよう。その場合です
ね、一体どういふ観点から立てるか
といふことなんです、私は、そうしま
す。その計画を立てるときにいろ／＼立
て方があると思ひます。例えば中央
審議会の例を見ますとこれには参加し
てゐる人が財界、経済界、教育界それ
から労働界、それからまあ官庁関係と
いふふうにあるわけですから、これ
これはどういふ立場から出なければ
ならぬと考へておるのですか。つま
り教育を受ける主体から立てるべきで
あるか。それが殊に審議会の発言権
を考へるといふと、恐らくこれは産業
経済界あたりの人の発言が非常に強力
になつて来るのではないかと考へられ
るのです。そうしますとそういうとき
に大体総合計画といふものが教育を主
体とした立場から立てられるのである
か。それとも或いは又産業的な一國の
政策面を取入れた点から立てられるか
によつてその計画の内容といふものは
非常に變つて来ると思ひます。これ
はどうでありますか。

○衆議院専門員(石井島君) 産業教育
の振興を目的とする総合的見地から出
て来るはずでございます。更に或いは

言葉を変えて申し上げますならば、第一
條の目的の究極の「もつてよりよき郷
土の建設と經濟自立に貢献する有為な
國民を育成する」これを目標に立てら
れるべきだと思つております。

○岩間正男君 教育はやはりこれは我
我から見ると、我々から見なくても社
会科學的に見ればやはり階級性を持つ
んです。だから教育と漠然と言つても
我々は承知できない。この教育が例え
ば支配階級が非常に有利なために作つ
てゐる教育もある。或いは實際これは
人民の立場から作られてゐる教育もあ
るわけです。そこで産業教育を立てる
といふのだけれども、これはどつちか
に性格を持つて来るわけです。それで
この産業教育法案においては、どつち
を主体にして考へるのか、そこで教育
の使われかたといふのは非常に變つて
来るわけです。性格が變つて来る。ど
うなんです、これは産業經濟人とい
うのは相當、非常にウエイトを持つて
審議會に入つて来る。そしてそれか
ら来るところの総合計画といふもの
が、大きく出されて来るときに、これ
に對してどういふふうな調整を現實に
されようかと考へておられるのか、これ
はどうですか。

○衆議院専門員(石井島君) 産業教育
を振興することが、當面の総合計画を
立てる目標であるといふことを申し上げ
ましたが、結局産業教育は産業を振興
することを目的としております。産業
が盛んになり、經濟が豊かになるとい
ふこと、それを目的としております。
○岩間正男君 そういう答弁にならな
い答弁で以てこのところを逃れよう
としてゐる。こういう態度では困る。
實際もう少し説明のできる人を呼んで

下さい、發議者を……、説明にならな
い。私が聞いているのは、そういう
抽象的な言葉といふものは役に立た
んです。これは問題にならないのだ、
まるで答弁になつていないです。私
はどつちの立場で……恐らく構成から
見るといふと、これに對して一つの産
業經濟人の要求といふのは、非常に大
きく盛られて来るのじゃないか、こ
ういふものに対してどのように教育的
の立場から調整するように考へておら
れるか、こういうことを伺ひしてゐる
のであります。これは産業教育の建
前、その産業教育そのものが性格的
に内容がどうきまるかといふことは、今
の総合計画と實質面によつてきまる。
そのことを聞いてゐるのであります。
で、そうするとさつぱり答弁にならな
い。循環論でいつまでも同じことをや
つてゐる。掘り下げてどういふふうか
といふ私の具體的質問に對して答えて
下さい、おわかりになりませんか。
○衆議院専門員(横田重左衛門君) 只
今のお話でございしますが、産業資本家
的な立場からやる教育もあるし、そ
うでない場合もある。というふうな教育
を分けて考へると、そういう教育もあ
るかも知れませんが、私どもこの立案
に當りましては、如何なる意圖を持つ
て教育をするかといふ、その一つの何
と申しますか、階級的な立場と申しま
す、一つの立場において考へたわけ
ではないのでございします。そういう建
前、一つの一定の立場があつて考へ
たものではないのでありまして、直接
立案に當つてゐる私どもの立場として
は、そういう考へは毛頭なく、教育と
いふことだけの観点でやつてゐるわけ
であります。

○岩間正男君 やはり御答弁にならな
いと思う。私はそういう抽象意見で
は、これは日本の教育は駄目だとい
うのです。大體戦争に追い込まれた
のは、こういう抽象的な、観念的な議論
ばかりやつて、現実と離れていた、現
実ではそういうことはない、どつちか
です。今の立場で教育というのは、具
体的に社会的な一つの機能として果た
されている性格を見るとどつちかなの
であります。本家に人民の側からの利
益のための教育であるか、或いは又そ
れを強調させて、そうして資本家にそ
ういう一つの利益を提供するという立
場であれば、いわゆる資本主義的な勞
使協調の立場をとるか、そういう二つ
の立場になる、どつちかなんです。中
間的なあいまいな觀念、教育的にはそ
ういうものはあるかも知れないが、現
実はない、そういうことから私はこ
ういうことを聞いている。資本家は資
本家の側から大きな要請が中央審議
会を通じて出された場合に、教育的な観
点から、これに対してどのような調整
をするかという具体的なことを聞いて
いるんです。これに対して速記を讀ん
で御覽なさい、さつぱり答弁になつて
いない。これは皆さんが答弁できなけ
れば長野委員長を呼んで一つ答弁させ
て頂きたいと思ひます。

○衆議院専門員(石井島君) その問題
につきましては、中央及び地方の産業
教育審議会というものが置かれること
に予定をいたしております。そうして
その委員は各方面の相当な人々を委
するということを前提としておりま
す。これは各地方公共団体にも、又
中央にもできることになつておりま
す。これらがおのずから各方面の人々

がここに集まることでありますから、
その協議によつていずれにも偏しな
い、いわゆる妥協的なものができるもの
と私もは予想しております。

○岩間正男君 これはやつぱりおかし
いと思ひます。そうしますと、あなた
の御意見を一つと押し進められ
ば、当然教育を受ける立場の利益を代
表したものは審議会に入らなければなら
ない。そうでなければわからない、例
えば今言つたように、教によりまして
も、学識経験者、経済界、産業界、教
育界の学識経験者、それから労働界の
学識経験者、こういう形で集められて
来る人々が、現実的にどういふ形を持
つてゐるか、あなたが今までしばしば
論じられていたことは、今の二つの対
立があるのだから、こういうような利
益問題について、お互いにやほりこれ
は相当力関係もあるでしようが、そこ
は調和させて行かなければいけない、
要求を踏みにじるのだということとは、
教育は破壊されるから、そのところ
を主張する立場と、それから今あなた
の御説明を押し進めれば、この中央審
議会に、教育を受ける階級を代表する
ところの利益者が入つていなければ、
絶対にそういうものは守れないとい
うことをこれは明らかに裏付けた御答
弁になると思ひますがどうですか。若
しそうだとすればこれは審議会の構成
そのものを別な角度から語らなければ
ならぬ。審議会のことも同時に、これ
が單にあいまいなものを羅列して、殊
に労働階級の学識経験者というものは
どういふのですか。それは現実的にあ
りやうもない。そういうものを集めて
来て、而も文部大臣が任命するとい
う形をきめましますの政令といふのは、

今の問題を解決するのにならなと思
う。そうして中央審議会の構成を更
更しなければならぬという意見です
が……

○衆議院専門員(石井島君) 先刻の岩
間さんの御質問に対して、被教育者の
代表が委員の中に入らなければならぬ
のじやないかという御質問がございま
したけれども、私もこれは教育対象
になるものではないけれども、この
審議会についてはその委員に入れる必
要はないものという考えで立案をいた
した次第でございます。

○岩間正男君 必要のないものといつ
てもそれはおかしい、勝手極まりま
す。独断専行だ。私が言つてゐるのは、
そういう形で進められて来た、今まで
の日本の教育はそうだったのです。
その意味で場合によつては、我々全く
手段的に使われて来た。こういうもの
は防がなければならぬ。防ぐのは当
然の教育の自己防衛だ。そういうこと
から考へて、本家に教育を振興したい
のだというならば、当然そういう立場
から考へられなくちやならぬ。ところ
がそういうことは必要がないとお答
えになつてゐる。その考えそのものが、
如何にこれはそういう面についての理
解が薄かつたか、或いはそういう面
についての具体的な事実というものを、
全然把握されないところのものである
か、或いはもつとはつきり、そういう
ような一つの支配的な階級に奉仕する
意図を持つてこういう審議会が作られ
た。こう断定をされても、これは非解
の余地はない。なぜそういう方向をと
られるのか非解の余地はあります。か
あなたは論駁できますか、お答えあり
ますか……お答えがないようでありま

すからこの次に移ります。お答えあり
ますか。長野さんによく言うて頂きた
い。

それからその次にこれと関連して第
五号であります。産業界との協力を促
進することというのでありますが、こ
れは協力してもらうのだ、飽くまで教
育の自主性は守り抜くのだ、こういう
ことであります。ところが、由來現実
の産業人というものはなか／＼ソロバ
ン高い。御承知のように、一休利益に
ならないことでは余り協力するとい
うことはしておりません。これは日本の
文化の狀態を見ればわかる。日本の文
化が五万円くらいは保護資金がある
と、それで文化の維持ができるとい
つても五万円出すものはない。文化財保
護、そういうものに寄附したつて儲け
にならんことです。何事もソロバンで
計算する、これははつきりしてゐる。
この協力というやつはソロバンにな
らなければならぬのです。私のソロバン
と申上げてゐるのは、今ここで利益が
何万円上つて来るということだけ指し
てゐるのではなく、無條件で、無論経済
家、産業人はもつと先を考へるであ
りましょう。実は今まで協力してくれ
ておるのを見ても、ごく少く将来
取るというところを考へてゐる。こうい
う意味の協力は、日本の産業人を見ま
すときに、これは日本だけでないであ
りましょう、これは世界の大体大きな資
本家というやつは、そういう懸張りが
ないんだ、そう断定して間違いない。こ
ういふことから見ると、産業界との協
力は非常にマイナスイメージだと思
うのです。どれだけの協力をさせて、その協
力に対して、無償の協力なのである
か、そうしてこれに対する反対給付の

ごときものはあるのかないのか、こ
ういふ点について十分検討されな
いと、折角この法案を作つてもらつた
が、三年後に実施はこの適用を受ける
ところの何百万の子供たちに怨まれる
ことが起る、これについてお答えを願
ひたい。

○衆議院専門員(横田重左衛門君) 只
今のような御心配は過去にもあつたこ
とでありまして、その御心配は誠に御
尤もと思ひますが、こゝで
発議者が言うようなことを言つちや
おかしですが、専門員として(身代り
になつて言つて下さい)と呼ぶ者あり
。○本家のことを言つて下さい」と
呼ぶ者あり。○産業人に対してさうい
う御心配とお疑ひを持つていふことも考
えられないことではありますけれども、
一面教育をする教育者のかた／＼の識
見といふものを信ずることがあつても
いいのじやないかと思ひます。

○岩間正男君 私も教育界に二十年い
た人間です。それで教育者を信じて
いふお話であります。そんならば教
育者の俸給を今の三倍ぐらゐにして
いて教育者を信じていふならいい
い、ところが食えない態勢にしてお
いては、産業人が手を延ばして来る
とき、何が起るかとはつきりしてゐる。信
じてと言つても根拠を與えないで
言つてゐるのは無理だ。私は信じて
ゐる。こういう態勢について非常に疑
惑を持たれる産業界の協力といふもの
は、これに對する一切の保証をどうす
る。絶対さういふものに無償の保証を
させるということを決案に定めるな
り、何なり念を押して置いて頂かな
ければどうなるのです。あとでこつそ

取られる。行きはよい／＼帰りは恐いでは困る。

○衆議院専門員(横田重左衛門君) 只

今の御心配は教育をやつてる過程の中で起つて来る一つの現象だろうと思ひます。教育そのものについては、やはり教育の任に携わる教育のかたの高い識見というものによつて行われる以外に方法はないのじやないかと思ひます。ありまして、産業人が若しそういうことをやつて来るかどうかということ

は、教育をやつてる過程の中で起つて来る現象ではないかと思ひます。法案は、その現象の問題でなくて、法案はやはり根本的な問題から、教育という観点で見て行くべきじやないかというところが私どもの立場でございます。

○岩間正男君 一応その御答弁なされることは止むを得ませんが、例えば非常に立派な各名目の下に工場勤員といふのが行われた太平洋戦争中に、工場勤員の実際の事務に当りました先生たちの中には、やはり資本家に買収されたような形になつた者が多々あるのではありません。そういう具体的な事実が出て来ておるわけなんです、これは産業教育法案によりまして具体的な生産と

いふものを相当やることになる、第六條ですか、第六條だつたと思ひますが、相当な収益があるわけなんです、どうしてそういうものについて、どうして産業人の……産業界との協力というものがそこに出て来ますと、仮に学校内部の生産そのものよりも、一番狙つておるのは、労働力を提供しておる、安く労働力を提供しておること、学校では直接そこは利益を取らないにしても、産業人は協力する、機械設備、そういうもので協力する、

第七部 文部委員会会議録第四十号 昭和二十六年五月二十九日【参議院】

とどういふことになるかというところから出た子供たちは今度は実際就職するときは、或る種の協約を結んで置いて、安い賃金でやるということの可能性が出て来る。そうしますと、産業人は一種の投資として教育をやつて来る、こういうものに對しまして、教育の見地から守り抜くという條項がなければ、そういうような自衛の弁がなければ、私はこの線は破られる、一番危い線になると思ひます。

○岩間正男君 そうですね、このいふ点について御考慮がなければ、私は非常にこの法案が現実的な問題として危い。殊に労働がますます、これは多量に必要に迫られて、或いは日本の状態がもつと急迫した情勢に迫り込まれると、日本経済の再軍備、軍事生産再編成という課題も今際されて問題になつておる、そういう場合にそのうしろから支配するものは何に目を着けるかというところ、これは飽くまでも日本の低賃金、この低賃金を目を着ける、低賃金の根拠は依然として青少年の低賃金だ、日本の低賃金のあらゆる根拠は青少年の低賃金が土台になつて、逆に全体の賃金が低くなつておるといふのは残念な姿であります。そういう姿が最近非常に復活しておるのであります、

つて、そういうような労働提供というかわば狼が口をあけておる、その口の小さい小羊だけを入れて、労働だけを提供するというのを誰かいなめるか。こういうものについて、どうしても、これに對してはつきり防衛の策を考えなければおかしと思ひますが、これは全然お考えにならないのですか、これは如何ですか。

○衆議院専門員(横田重左衛門君) 只

今申し上げましたように、教育して行く過程の中の現象の問題でありまして、そういうふうにいふ／＼と考へますと、俸給にかかわらず、いろいろのたぐさんの心配事が出来ると思ひます。それに対して一々防禦の法を設けるということであつては、教育の任に携わる先生がたの識見を無視しておるのじやないかと、私もむしろそう考へるのであります。

○岩間正男君 そうですね、これは我々も絶対承服できない。先生の識見は我々も同様として信頼しておりますし、その信頼するとか、しないとかいふ個人的な問題でなく、そうせざるを得ないところに落しておることが一つ、それから實際問題として、現実的にそういう形が起つておるのであります、而も一つ／＼いふ／＼の問題が發生するといふ御説明でありました、これはほど大きい問題であります。日本のいふゆるる青少年の労働の問題について、いふゆるる産業教育法案の中での日本の青少年の低賃金を組織化して、そうしてそれを、いふゆるる先ほどから、はしなくも石井さんですか述べられたが、学校教育中心だと言われた矢嶋君の答弁の中にはつきりこれは十五歳から十八歳のものの賃金が中心である。そして学校教育も社会教育もいふゆるる百万人と六十万人とこれは差別がないやうなものである。これは私も聞いてゐる。果せるかな、明らかにことを言われた。これは私の底をあらたがふやつたのだといふことを解

ひつくり返つてゐるやうな感じを私は持つのです。少くとも百八十度転換するやうな大きな意味を、先ほどの御答弁はどういうふうなお感じで御答弁なさつたか知りませんが、そういうやうな性格を持つ御答弁ですよ。その中でこれを守るといふことは、日本の過去の、くどく申し上げる必要はないのですけれども、帝国主義侵略戦争の一番大きな基礎といふものは低賃金であつた、低賃金による労働の搾取、これによるダンピング、これが基本であつた。これがどうしてものにも追いつかぬことを考へること

なしたに絶対的といふやうな法案は戦時立法でないといふことの保証がないわけですね。我々はこういうものを戦時立法にしたくないために防禦態勢といふものをはつきり打立てて置かなければ問題にならないと思ひます。これは小さい問題ではありせん。一國の政策に關するところの重大な問題であります。ポツダム宣言下におけるところの日本の重大な問題であります。そういうふうにお考えになるのは、これはとんでもない判断だ。これは失言だと思ひます。

○衆議院専門員(横田重左衛門君) 大変大きな御見解からのお話でございますが、いろいろ考へ方、見方も相違する点があるのではないかと私考へるのではありませんが、ただ一言申し上げたいのは、産業界の教育と申しますのは、賃金をもらつて工場に行くのでなくして、基礎的な知識を、学校で授けられたのを応用するといふ場面になるのであります、そこへ行つてその会社の生産物に労働力を提供するという間

題ではないのであります、自分が學んでゐる基礎的な知識をそこで応用するといふ意味の教育でございます。

○岩間正男君 まあなか／＼うまく御答弁なさいます、こういう国会の論議だと思つてそんなことを言つてはいかんと思ひます。もつと現実に立脚して……そうでなければ認識不足だと思ひます。そういうことじやないのです。

それから私の言つておるのには、やはり一方で、これだけの基準にならなければ補助しないといふことは、これは私立学校あたり、今度は産業人を養成して、これだけの寄附を出してくれといふことで、これは補助してもらふ、こういうやうな形になつて来る。そのとき、さつき言つた五万円も出せないところの日本の産業人が、果して一億五十万とか三千万とかいふ龐大な、いや、もつと／＼大きな金になることもありましようが、これを出さず、出さずやうな人もありましようが、なか／＼そう行かんじやないか。そういうことによつてこれは實際に教育の自主性といふものは破壊されてゐる。私たちは現実に六三制あたり非常に見えてゐるのですが、やはり経済問題が中心になつて来る。例えば寄附の問題が起ります。六三制の校舎建築の費用が足りない、或いは学校の運営費が足りない、そこでPTAへ行つて片付けますと、PTAのやはり力のある金持がやはり多く出すことになる。学校での発言権は拡大して行く。これによつて貧しい家庭の子供はだん／＼見捨てられて行く、学校の先生を信頼されることは結構でありますけれども、何と言つても先生も生きた人間でありますから、学校のほうへ利益を與えてくれる

人が来ると、どうしても支開先へ行つて草履を揃える、お茶を汲む、誰よりも先ず女の先生がお茶をいれるというふうに通達されて行く。日本の教職員組合がそういうことに対してそういうふうな一つの教育の自主権というところで闘っている、闘つておりますけれども、毎日々々足を引張ろうとしてそういう基礎を崩して行こうとする、こういう教育態度でありますから、これは警戒せざるを得ない。しつかりした考えを持つてこれは立案しなければならぬ、でもないことになるといふことを私は申上げたい。この点どうなんです、御決意は。

○衆議院専門員(横田重左衛門君) 御承知の通りしつかりした考えを持つて立案しておりますが、御心配の点は如何とも先のことでござります。ともできないのでございまして、運営と先生の教育の力とそれで行く以外にないのじやないかと思ひます。

○岩間正男君 そんな先になると心配のある法案はやめたいいいじやないか。どうなるかわからないような、誰に要請するがわからないようなそんな法案出すことがあるか。

○説明員(杉江清君) 大きい立場からの見解は別として……。

○岩間正男君 大きくも小さくもない。実際の立場だ。

○説明員(杉江清君) 実際に教育を実施する具体的な方法として二、三申上げて見たと思いますが、最近京都府でこれは商業学校の一つの実習とい

しまして、各商店とか銀行それから各中小企業家のいろ／＼な実業界の人と連絡をとりまして、京都府にある実業教育振興会というのが普通頭をとりまして、実業界の人々と学校の人々と集まつて、そういう職場においてこれは僅かな期間ですけれども、約二、三週間じやないかと思ひますが、実地実習を行なつた。そのときに勿論教育的な計画に基づいて一定の実習の教育目的をはつきりさせまして、そうしてこの現場に行つて先生もそれを巡回して指導した、そうして非常な効果を挙げたという報告を私どもは聞いております。

これなどは実業界との協力ということがうまく行つた一つの例であらうと思ひます。それから又地元の産業界の発展に非常に関連した地元の学校につきましては、地元の産業界の人々が特別な関心を持つておりまして、その実地実習のためには真に教育的な見地から協力する、又現にしている。それは例へば休暇中にそういう生徒を実習のために働いてもらう、而もそれも教育的な見地から、これは使つてゐる。こういう例も相当実地にあるのでござい

ます。それから又そういうところでは、実地実習の機会などもやはりそういう業者の人々からの寄附を受けてゐる。それもそういう打算的な考慮でなくして、真にその学校を發展させるためにこういうた寄附を多くしてゐるというところがある、そういうような……。それからなお学習を実地行つた場合においても、今現に学校の教職員

の定員ではいろいろ教育に真に適切な人が得がたい場合があります。殊に技術に關するような教員では真に適切な教員が得がたい場合には、やはり地元産業界の人々の協力を得てそういう科目のその部分については又臨時に、又或る程度長期に亘つて事業の一部を便宜臨時に担当して頂くというやうなことも實際に行われてゐる例もあると思ひます。だから御心配の点は、これは教育的には是非配慮して行かなければならぬのですけれども、併し学校の施設と人が不十分な現在におきましては、そういうた弊害に十分気を付けながらも、實際どういつた産業界との協力の下に促進して行く方法を具体的に考へて行かなければならぬと私どもも考へております。なお言ひ落しました、そのことはまあ……。

○岩間正男君 そういう美談的なこともあると思ひます。産業界の中には必ずしも利益だけでなしにやつておる人もないわけではあります。又或る場合には、もつと大きなことも考へるし、大きな立場を持つてゐる人もないとは言わぬ。それはいいのでありますけれども、あとのほうの御説明のほうはどうも感心しない。予算が足りないからどうしてもすべての教育ができないということ、實際どうなるかというところ、だん／＼主体性がなくなつて来る。そうして予算を取つて見るとわかるが、来年の十月頃は産業教育がどういふふうになつてゐるか、私は掌を指すやうにわかつてゐる。これによつ

て非常に法案がどうも最初は勢い込んでやつて見たが、それほどできない。再来年の今頃はもつとひどい、こういうことが起つて来る。そうするとますますそういうふうな産業界のほうに依存せなければならぬ、こういう形によつて教育の自主性というものがだんだんに侵犯される、そこに現在の何といふか、基礎的な教育予算とそれから教育における組織の問題が出て来るわけなんです。それをあとのほうであなたが心配されてはしなくも附加えた、こういうところにあるわけなんです。私はこの問題を扱う上においては是非関係者に警戒を持つて頂きたいということ、これはとにかくそういう日本のこ

こ二、三十年の歴史の中にはつきり現れた事実でありますから、この青少年の労働、そして真にこれは低賃金の一番癡子になつて、これによつて進められて行つて、そしてこれによつてどういふ醜態のほうにいろ／＼な女工裏史的な犠牲が生れて来たか、こういうものを足場にして日本の帝国主義は海外に市場を設けて、市場獲得のために武装して侵略して行つたか。そうしてそれらはつきりした経済的な基礎は、このようにして集められたところの、つまり青少年を主体として日本の勤労人民から搾取したところの、こういうものによつて大きな経済的根拠を作つて、みづからの軍備を擴張して行つた。こういう時代があるのであります、こういう事態が最近又非常に復活の傾向が出て来ている。こういう事

態の中で教育問題教育問題というやうな純粹教育理論というやうなことを觀念的に何ぼやつて見ても防ぎ切れないのでありますから、この点についてこれは再びこういうことはしないというやうなはつきりした覚悟をきめられなければ、この産業教育法案というものは非常に危い運用のされかたが起らないといふことは保証できない。皆さんの御説明の中ではとても保証できない。これは今話されたちよつとした美談的な話があつたからこれでうまく行つていふと言つたつて、これは問題にならない。九牛の一毛である。そういうことで私をこでちよつと丸めようとしても、とてもできない、(笑聲)それは御決心を固められたほうがいい。(異議なしと呼ぶ者あり)私はそのことを十分に皆さんに警告します。これは日本の民族の将来の重大な問題ですから考へて頂きたいこういうことであります。

○委員長(堀越儀郎君) 第一章の質疑はこのくらいにして……。

○矢嶋三義君 まだ／＼第一章には四條、五條、六條と大きな問題があります。

○委員長(堀越儀郎君) 速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(堀越儀郎君) 速記を始め今日はいこれで散会いたします。

午後四時四十五分散会

出席者は左の通り。

委員長
理事

堀越 儀郎君

加納 金助君

成瀬 幡治君

木内 ヤウ君

委員

木村 守江君

平岡 市三君

荒木 正三郎君

梅原 眞隆君

高橋 道男君

矢嶋 三義君

岩間 正男君

衆議院議員

文部委員長

國務大臣

長野 長廣君

政府委員

文部大臣

文部省初等中
等教育局長

天野 貞祐君

事務局側

衆議院事務局側

常任委員

竹内 敏夫君

常任委員

石井 易君

說明員

文部省初等中
等教育局職業
教育課長

横田 重左衛門君

等教育局職業
教育課長

杉江 清君

昭和二十六年六月二十二日印刷

昭和二十六年六月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁